

○千葉県地域防災計画新旧対照表【第3編 風水害等編】

修正案	現行
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、<u>市町村</u>）</p> <p>2 過去の災害教訓の伝承（<u>全庁</u>、<u>市町村</u>）</p> <p>3 防災広報の充実（全庁、<u>市町村</u>） (1) 広報すべき内容 ア 災害時の心得 (ア) <u>警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明</u></p> <p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、<u>市町村</u>） (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、<u>避難誘導、避難所運営</u>等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。</p> <p style="text-align: center;">第2節 水害予防対策</p> <p>1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、<u>県土整備部</u>） (3) 農作物等の水害予防対策 水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が<u>氾濫</u>して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のも</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁）</p> <p>2 過去の災害教訓の伝承（<u>防災危機管理部、教育庁</u>、<u>市町村</u>）</p> <p>3 防災広報の充実（全庁） (1) 広報すべき内容 ア 災害時の心得 (ア) <u>気象警報や注意報、気象情報などの種別と対策</u></p> <p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、<u>市町村</u>） (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、<u>避難</u>等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。</p> <p style="text-align: center;">第2節 水害予防対策</p> <p>1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、<u>県土整備部</u>） (3) 農作物等の水害予防対策 水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が<u>はん濫</u>して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接の</p>

修正案	現行
<p>のものもある。</p> <p>ア 水害の気象的条件</p> <p>(ア) 短時間強雨</p> <p>雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、<u>中小河川や水路の急な増水などが発生する。</u></p> <p>(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）</p> <p>台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、<u>低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫</u>など大きな災害に結びつくことが多い。</p> <p>(ウ) 一様な降り方の大雨</p> <p>前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。<u>また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。</u>ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。</p> <p>(4) 河川改修等の治水事業</p> <p>千葉県は、県管理の一級河川として根木名川ほか88河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。</p> <p>これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水<u>氾濫</u>よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水<u>氾濫</u>が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設的能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。</p> <p>イ 洪水ハザードマップの作成</p> <p>河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。<u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u></p> <p>洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として各市町村が作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、</p>	<p>のものもある。</p> <p>ア 水害の気象的条件</p> <p>(ア) 短時間強雨</p> <p>雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、<u>土石流、山・がけ崩れなどが多発する。</u></p> <p>(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）</p> <p>台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・がけ崩れ、<u>中小河川の洪水・はん濫</u>など大きな災害に結びつくことが多い。</p> <p>(ウ) 一様な降り方の大雨</p> <p>前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。</p> <p>(4) 河川改修等の治水事業</p> <p>千葉県は、県管理の一級河川として根木名川ほか88河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。</p> <p>これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水<u>はん濫</u>よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水<u>はん濫</u>が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設的能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。</p> <p>イ 洪水ハザードマップの作成</p> <p>河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。</p> <p>洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として各市町村が作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、</p>

修正案	現行
<p>浸水情報や避難場所等を記載したものである。</p> <p>洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水想定区域図等については河川管理者が市町村に対して情報提供するとともに、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努める。</p> <p>なお、<u>洪水浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであったが、平成27年の水防法の改定により対象降雨が「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となり、それに伴い想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域へ順次拡充を図るものとする。</u></p> <p>また、市町村は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に地下街、大規模工場等、又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法等を市町村地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(5) 浸水予想区域の調査及び周知</p> <p>ア 浸水予想区域の調査</p> <p>県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水の<u>氾濫</u>や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(ア) 洪水浸水予想区域の調査</p> <p>県管理の一・二級河川、湖沼等は、下記危険度評定基準により行っている。</p>	<p>浸水情報や避難場所等を記載したものである。</p> <p>洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水想定区域図等については河川管理者が市町村に対して情報提供するとともに、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努める。</p> <p>なお、浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものである。</p> <p>また、市町村は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に地下街、大規模工場等、又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(5) 浸水予想区域の調査及び周知</p> <p>ア 浸水予想区域の調査</p> <p>県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水の<u>はん濫</u>や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(ア) 浸水予想区域の調査</p> <p>県管理の一・二級河川、湖沼等は、下記危険度評定基準により行っている。</p>
<p style="text-align: center;">評 定 基 準</p>	<p style="text-align: center;">評 定 基 準</p>
<p>過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。</p> <p>なお、現在の降雨の規模は概ね 50mm/h 程度であるが、今後、<u>想定最大規模降雨に拡充予定である。</u></p>	<p>過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。</p> <p>なお、<u>降雨の規模は概ね 50mm/h 程度とする。</u></p>

修正案	現行
<p>(イ) 地盤沈下の調査</p> <p> c 九十九里地区（一宮町、長生村、白子町、<u>大網白里市</u>、茂原市、睦沢町の一部）</p> <p>イ 浸水予想区域等の周知</p> <p> 市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p> また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水予想区域図等を提供し、支援するものとする。</p> <p>(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測</p> <p> イ 県管理河川</p> <p> (イ) 水位観測所</p> <p> 千葉県水防テレメーター水位観測所は矢作局ほか<u>108</u>か所に設置している。</p> <p> 千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。</p> <p> (ウ) 気象官署の観測</p> <p> 第3章災害応急対策計画「<u>情報収集・伝達体制</u>」に基づき、気象情報の観測を行う。</p>	<p>(イ) 地盤沈下の調査</p> <p> c 九十九里地区（一宮町、長生村、白子町、<u>大網白里町</u>、茂原市、睦沢町の一部）</p> <p>イ 浸水予想区域等の周知</p> <p> 市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。</p> <p> また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水予想区域図等を提供し、支援するものとする。</p> <p>(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測</p> <p> イ 県管理河川</p> <p> (イ) 水位観測所</p> <p> 千葉県水防テレメーター水位観測所は矢作局ほか<u>109</u>か所に設置している。</p> <p> 千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。</p> <p> (ウ) 気象官署の観測</p> <p> 第3章災害応急対策計画「<u>情報の収集・伝達活動</u>」に基づき、気象情報の観測を行う。</p>
<p>2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(10) 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p> <u>県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。</u></p> <p> <u>市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。</u></p>	<p>2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p>
<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（<u>県土整備部</u>、<u>市町村</u>）</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所の公表</p> <p> 県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（<u>県土整備部</u>）</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所<u>カルテ</u>の整備と危険箇所の公表</p> <p> 県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、<u>土砂災害危険箇所カルテ</u>（<u>斜面カルテ</u>、<u>土石流危険溪流カルテ</u>）</p>

修正案	現行
<p>(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策</p> <p>ア 市町村は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。</p> <p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部・県土整備部・警察本部、市町村）</p> <p>(2) 警戒避難体制の整備等</p> <p>ア 市町村は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、<u>土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p>また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>イ 市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告等を発令する。</p> <p>特に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。</p> <p>また、市町村は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。</p> <p>ウ 市町村は、<u>市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。</u>名称及び所在地を定めた施設については、市町村は市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する</p>	<p><u>の総称</u>を整備するなど、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策</p> <p>ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。</p> <p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部・県土整備部・警察本部）</p> <p>(2) 警戒避難体制の整備等</p> <p>ア 市町村は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>イ 市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に<u>避難準備情報</u>、避難勧告等を発令する。</p> <p>特に<u>避難準備情報</u>は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。</p> <p>また、市町村は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。</p> <p>ウ 市町村は、<u>土砂災害警戒区域内において要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。</u></p>

修正案	現行
<p>情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>エ 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの市域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>オ 市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>カ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>県及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。</p> <p>4 県土保全事業の推進（商工労働部・農林水産部・県土整備部）</p> <p>(5) 宅地造成地災害対策</p> <p>宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。</p> <p style="text-align: center;">第4節 風害予防対策</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>エ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>県及び銚子地方気象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。</p> <p>4 県土保全事業の推進（商工労働部・農林水産部・県土整備部）</p> <p>(5) 宅地造成地災害対策</p> <p>宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">第4節 風害予防対策</p>

修正案		現行	
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） （1）気象情報の確認		1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） （1）気象情報の確認	
気象情報	内 容	気象情報	内 容
予告的な気象情報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の</u>標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「<u>竜巻などの激しい突風</u>」と明記して注意を呼びかける。</p>	予告的な気象情報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の</u>標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「<u>竜巻などの激しい突風</u>」と明記して注意を呼びかける。</p>
竜巻注意情報	<p>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</p> <p>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</u></p>	竜巻注意情報	<p>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</p> <p>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</p>
竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その<u>1時間後まで</u>を予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>	竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の<u>可能性のある地域分布図</u>（10km格子単位）で表し、その<u>1時間後までの移動</u>を予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>
（2）身を守るための知識 台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。		（2）身を守るための知識 台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。	

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第 8 節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。</p> <p>1 避難行動要支援者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (2) 避難行動要支援者名簿の作成等 <u>オ 市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>2 要配慮者全般に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (2) <u>避難指示（緊急）等の情報伝達</u> 市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による<u>避難指示（緊急）等の周知を図る。</u></p> <p>(4) <u>避難施設等の整備及び周知</u> 市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、<u>平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。</u>また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、<u>市町村</u>）</p> <p>4 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 情報連絡体制の整備</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時要援護者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。</p> <p>1 避難行動要支援者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (2) 避難行動要支援者名簿の作成等 （新設）</p> <p>2 要配慮者全般に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (2) <u>避難指示等の情報伝達</u> 市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による<u>避難指示等の周知を図る。</u></p> <p>(4) <u>避難施設等の整備</u> 市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する<u>よう</u>に努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）</p> <p>4 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 情報連絡体制の整備</p>

修正案	現行																												
<p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関 <u>2.5.5</u> 機関に無線設備を設置している。</p> <p>2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）</p> <p>市町村は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市町村防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。</p> <p>また、市町村は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。</p>	<p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関 <u>2.5.7</u> 機関に無線設備を設置している。</p> <p>2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>市町村は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市町村防災行政無線等の整備拡充に努める。</p>																												
<p>(1) 市町村防災行政無線等の整備状況</p> <p style="text-align: right;">(平成<u>28</u>年3月31日現在)</p>	<p>(1) 市町村防災行政無線等の整備状況</p> <p style="text-align: right;">(平成<u>26</u>年3月31日現在)</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">整備済</th> <th style="text-align: center;">未整備</th> <th style="text-align: center;">整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">防 災 行 政 無 線</td> <td style="text-align: center;">同報系</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動系</td> <td style="text-align: center;"><u>45</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9</u></td> <td style="text-align: center;"><u>83.3</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		整備済	未整備	整備率(%)	防 災 行 政 無 線	同報系	54	0	100	移動系	<u>45</u>	<u>9</u>	<u>83.3</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">整備済</th> <th style="text-align: center;">未整備</th> <th style="text-align: center;">整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">防 災 行 政 無 線</td> <td style="text-align: center;">同報系</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動系</td> <td style="text-align: center;"><u>47</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center;"><u>87.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		整備済	未整備	整備率(%)	防 災 行 政 無 線	同報系	54	0	100	移動系	<u>47</u>	<u>7</u>	<u>87.0</u>
区 分		整備済	未整備	整備率(%)																									
防 災 行 政 無 線	同報系	54	0	100																									
	移動系	<u>45</u>	<u>9</u>	<u>83.3</u>																									
区 分		整備済	未整備	整備率(%)																									
防 災 行 政 無 線	同報系	54	0	100																									
	移動系	<u>47</u>	<u>7</u>	<u>87.0</u>																									
<p>(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成<u>28</u>年3月1日現在）</p>	<p>(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成<u>27</u>年3月1日現在）</p>																												
<p>4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備</p> <p>東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のた</p>	<p>4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備</p> <p>東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のた</p>																												

修正案	現行
め、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。	め、 <u>Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）</u> 等を整備している。
7 <u>ソフトバンク株</u> の災害通信施設等の整備	7 <u>ソフトバンクテレコム株・ソフトバンクモバイル株</u> の災害通信施設等の整備
<p><u>ソフトバンク株</u>では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。</p>	<p><u>ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクモバイル株</u>では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。</p>
8 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部、 <u>市町村</u> ）	8 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部）
10 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部、 <u>市町村</u> ）	10 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部）
第10節 備蓄・物流計画	第10節 備蓄・物流計画
1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）	1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）
(1) 備蓄意識の高揚	(1) 備蓄意識の高揚
<p>各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭や事業所等における「<u>最低3日、推奨1週間</u>」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。</p>	<p>各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭や事業所等における<u>3日分以上</u>の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。</p>
(3) 県における備蓄・調達体制の整備	(3) 県における備蓄・調達体制の整備
<p>ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内<u>13</u>か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>	<p>ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内<u>11</u>か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>
(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備	(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備
<p>民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から<u>体制を整備する</u>ものとする。</p>	<p>民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から<u>体制整備に努める</u>ものとする。</p>
ア 県における物流体制	ア 県における物流体制
<p>大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の</p>	<p>大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の</p>

修正案		現行	
<p>状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。</p> <p>このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」により<u>選定する広域物資拠点（一次物資拠点）</u>において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。</p> <p>イ 市町村における物流体制</p> <p>市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備するものとする。</p> <p><u>また、市町村は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。</u></p> <p><u>なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。</u></p> <p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄</p> <p>災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年1月1日現在）</p>		<p>状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。</p> <p>このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。</p> <p>イ 市町村における物流体制</p> <p>市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。</p> <p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄</p> <p>災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。</p> <p style="text-align: right;">（平成27年4月1日現在）</p>	
備蓄数	備蓄場所	備蓄数	備蓄場所
3セット	習志野及び松戸の各健康福祉センター（保健所）	3セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター（保健所）
2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）	2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター	1セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター
<p>(2) 応急医療資機材の備蓄</p> <p>（平成29年1月1日現在）</p>		<p>(2) 応急医療資機材の備蓄</p> <p>（平成27年4月1日現在）</p>	

修正案		現行	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>応急医療資機材の内容</p> <p>識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液</p> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>応急医療資機材の内容</p> <p>識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射器</p> </div>	
第 1 1 節 防災施設の整備		第 1 1 節 防災施設の整備	
2 防災センターの整備（防災危機管理部）		2 防災センターの整備（防災危機管理部）	
名 称	西部防災センター	名 称	西部防災センター
所在地	松戸市松戸 558-3	所在地	松戸市松戸 558-3
敷地面積	10,000 m ²	敷地面積	10,000 m ²
開館年度	平成 10 年度	開館年度	平成 10 年度
延床面積等	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m ²	延床面積等	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m ²
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>ダイヤルQ&A</u> 、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等	展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>Q&Aモシモシダイヤル</u> 、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等
備蓄倉庫	260 m ²	備蓄倉庫	260 m ²
4 避難施設の整備（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）		4 避難施設の整備（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）	

修正案	現行
<p>災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。</p> <p><u>また、県及び市町村は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、<u>平成28年4月改訂</u>）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の難経路を有するものを指定する。</p> <p><u>また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</p> <p><u>指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 指定緊急避難場所の周知</p> <p><u>県及び市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 誘導標識の設置</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、</p>	<p>災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。</p> <p>市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、<u>平成25年8月</u>）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定 (新設)</p> <p>市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の難経路を有するものを指定する。</p> <p>(新設)</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</p> <p>(新設)</p>

修正案	現行
<p><u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>ア 指定避難所の指定</p> <p>市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p> <p><u><資料編 5－7 各市町村における避難場所・施設の指定状況> 指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(新設)</p> <p>市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>(新設)</p> <p><u><資料編 5－7 各市町村における避難場所・施設の指定状況></u></p> <p>(新設)</p> <p><u>また、避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p>
<p>(4) ヘリコプター臨時離発着場等の確保</p> <p><u>情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等</u>、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であ</p>	<p>(4) ヘリコプター臨時離発着場等の確保</p> <p>情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置</p>

修正案	現行
<p>り、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。 特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。</p>	<p>付けその確保に努める。 特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。</p>
<p>第 1 3 節 防災体制の整備</p>	<p>第 1 3 節 防災体制の整備</p>
<p>1 県の防災体制の整備 <u>(全庁)</u></p>	<p>1 県の防災体制の整備</p>
<p>(1) 災害対策本部の活動体制の整備</p>	<p>(1) 災害対策本部の活動体制の整備</p>
<p>県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。</p>	<p>県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。</p>
<p>(3) <u>応援受入計画の策定</u></p>	<p>(3) <u>受援計画の策定</u></p>
<p><u>大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時における応援受入計画」を策定した。</u></p>	<p><u>県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となることが適当な事務について、応援受入計画を作成する。</u></p>
<p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p>	
<p>(4) <u>ヘリコプター利用の事前協議</u></p>	
<p>県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p>	
<p>(5) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部） なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「<u>千葉県災害発生時の応急対応マニュアル</u>」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応 ア 気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上を県内に発表したとき、県とともに土砂災害警戒情報を発表したとき、又は被害の発生が予想され知事が必要と認めたときは、危機管理課及び関係部局は、次の措置を講ずる。 (略)</p> <p>(2) 県応急対策本部 ア 設置又は廃止とその基準 防災危機管理部長は、風水害等による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記(1)アに記載の現象が生じた段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。 なお、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部（本部長 知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。</p> <p>イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部） なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「<u>災害時の事務処理に関する手引</u>」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応 ア 気象庁による大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が県下に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合で、知事が必要と認めたときは、危機管理課、防災政策課、消防課、産業保安課及び関係機関は、次の措置を講ずる。 (略)</p> <p>(2) 県応急対策本部 ア 設置又は廃止とその基準 防災危機管理部長は、風水害等による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記(1)アに記載の現象が生じた段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。 なお、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部（本部長 知事：本部第1配備から第3配備）」に移行する。</p> <p>イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】</p>

修正案					現行				
部 (13)					部 (13)				
現地応急対策本部					現地応急対策本部				
本部会議	本部長	防災危機管理部長							
	本部員	交通計画課長 健康福祉政策課長 農林水産政策課長 森林課長 漁港課長 県土整備政策課長 道路計画課長 道路整備課長 道路環境課長 河川整備課長 河川環境課長 港湾課長 市街地整備課長 公園緑地課長 下水道課長 住宅課長	事務局長	防災危機管理部次長	事務局職員 総務班 情報班 応急対策班 航空運用調整班 被災者支援班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班	事務局職員	事務局長	防災危機管理部次長	
			本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者			本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者	

修正案	現行
<p>(3) 千葉県災害対策本部 千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 ア 組織編成 【本 部】</p>	<p>(3) 千葉県災害対策本部 千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 ア 組織編成 【本 部】</p>

修正案	現行
<p>d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を総務班、情報班、応急対策班、航空運用調整班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の10班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。 本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。 なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。</p> <p>(エ) 部</p> <p>a 部は、部長、副部长、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。</p> <p>b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。</p> <p>(オ) 災害対策本部支部</p> <p>a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員及び班員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。</p> <p>イ 現地災害対策本部の設置 本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。 現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。 現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 組織編成</p> <p>a 現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>b 現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>(イ) 所掌事務</p> <p>a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析</p>	<p>d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を統制班、分析班、情報班、応急対策班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、庶務班、現地派遣班の10班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。 本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。 なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「災害時の事務処理に関する手引」によるものとする。</p> <p>(エ) 部</p> <p>a 部は、部長、副部长、班長及び本部職員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。</p> <p>b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおり。</p> <p>(オ) 支部</p> <p>a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員及び支部職員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。</p> <p>イ 各組織の連絡方法</p> <p>(ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。</p> <p>(イ) 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 上記(イ)により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。</p> <p>(エ) 上記(ア)～(ウ)の規定は支部において準用する。</p> <p>ウ 関係機関に対する要請等 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請</p>

修正案	現行
<p>b <u>市町村、関係機関との連絡調整</u></p> <p>c <u>自衛隊の災害派遣について意見具申</u></p> <p>d <u>本部長の指示による応急対策の推進</u></p> <p>e <u>その他緊急を要する応急対策の実施</u></p> <p>(ウ) <u>設置場所</u> <u>現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。</u></p> <p>ウ <u>千葉県災害対策本部の設置又は廃止とその基準</u> <u>知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。</u> <u>また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。</u></p> <p>(ア) <u>県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。</u></p> <p>エ 県本部設置又は廃止の通報及び発表 <u>(エ)「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等</u> <u>(オ)「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等</u> <u>(カ)「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等</u></p> <p>キ 県本部の設置場所 <u>県本部は、原則として県中庁舎 6 階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎 5 階大会議室に設置する。</u> <u>また、政府現地対策室が設置される場合、本庁舎 5 階大会議室に設置する。</u></p> <p>(4) 職員の配備</p>	<p><u>するものとする。</u></p> <p>エ 県本部設置又は廃止の通報及び発表</p> <p>キ 県本部の設置場所 <u>県本部は、原則として県中庁舎 6 階防災危機管理センター、中庁舎 10 階大会議室及び本庁舎 5 階大会議室に設置する。</u> <u>また、政府現地対策室が設置される場合、本庁舎 5 階会議室に設置する。</u></p> <p>(4) 職員の配備</p>

修正案	現行
<p>ア 初動体制の確立 本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。</p> <p>配備体制の基準は次のとおりとし、本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。</p> <p>イ 災害対策本部設置前の配備 <u>風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</u></p>	<p>ア 初動体制の確立 本庁各部局（課室）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。</p> <p>配備体制の基準は次のとおりとし、本庁各部局（課室）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。</p> <p>イ 災害対策本部設置前の配備 <u>（ア）災害対策本部設置前の配備</u></p>

修正案				現行			
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	1 県内で以下の気象等の警報発表(自動配備)。 (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)暴風警報 (4)暴風雪警報 (5)大雪警報 (6)高潮警報 2 県内で土砂災害警戒情報発表(自動配備) 3 その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	本庁 危機管理課(※4)	第1配備	次のいずれかに該当し、知事が必要と認められたとき。 1 次の警報の1以上が県下に発表され、災害の発生が予想されるとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)高潮警報 (4)洪水警報 (5)大雪警報 (6)暴風雪警報 2 本県が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他、災害の発生が予想されるとき。	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 農林水産政策課 森林課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出先機関 地域振興事務所 林業事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 真間川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業庁のうち庁長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。
災害警戒体制	1 県内で以下の気象等の特別警報発表(自動配備)。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 (3)暴風雪特別警報 (4)大雪特別警報 (5)高潮特別警報 2 千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 3 その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	情報収集体制に加え 【本庁】 防災政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 耕地課 担い手支援課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課道路環境課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 水道局のうち局長が指定する課 企業土地管理局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課 【出先機関】 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路建設事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 水道局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて 地域振興事務所長が定める。	第2配備	第1配備体制を強化する必要があると知事が認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え 本庁 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 経済政策課 団体指導課 耕地課 担い手支援課 水産課 建築指導課 病院局経営管理課 水道局のうち局長が指定する課 企業庁のうち庁長が指定する課 教育庁のうち教育長が指定する課 出先機関 健康福祉センター(保健所) 農業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 水道局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動が必要と認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 4 その他、各部局の基準と判断に必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編「震度4、気象警報等における災害対応機関一覧」に掲げるとおり。				※議会事務局には、連絡のみ行う。			
※議会事務局には、連絡のみ行う。				※議会事務局には、連絡のみ行う。			

修正案	現行
<p><u>(注) 1 水道局、企業土地管理局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。</u> 水道局：水道部計画課、企業土地管理局：経営管理課、教育庁：教育振興部学校安全保健課</p> <p><u>2 各出先機関について、知事は被害状況に応じて近接の地域振興事務所管内に応援のための配備を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 災害対策本部設置後の配備</u> 風水害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。</p>	<p><u>(注) 配備の特例措置</u> 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。</p> <p><u>(注) 災害対策本部の特例措置</u> 第1、第2配備時において、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、知事が必要と認めたときは災害対策本部を設置することができる。</p> <p><u>(イ) 災害対策本部設置後の配備</u></p>

修正案				現行			
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部 第1配備	県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関	第1配備	次のいずれかに該当し、知事が必要と認めたととき。 1 次の警報の1以上が県下に発表され、災害の発生が予想されるとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)高潮警報 (4)洪水警報 (5)大雪警報 (6)暴風雪警報 2 本県が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他、災害の発生が予想されるとき。	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 農林水産政策課 森林課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出先機関 地域振興事務所 林業事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所
災害対策本部 第2配備	県内の複数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関				

修正案				現行			
災害対策本部 第3 配備	県内の多数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	本部及び支部を構成するすべての県の機関				真間川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業庁のうち 庁長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の 実情に応じて 地域振興事務所 長が定める。
	※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。						

修正案	現行		
	第 2 配備	<u>第 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたと</u> <u>き。</u>	第 1 配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 第 1 配備に加え 本 庁 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 経済政策課 団体指導課 耕地課 担い手支援課 水産課 建築指導課 病院局経営管理課 水道局のうち局長が指定する課 企業庁のうち局長が指定する課 教育庁のうち教育長が指定する課 出先機関
(5) 職員の動員 ウ 動員の伝達方法 知事（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（危機管理課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。 (ア) 勤務時間内 庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール		※議会事務局には、連絡のみ行う。	(5) 職員の動員 ウ 動員の伝達方法 知事（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（危機管理課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。 (ア) 勤務時間内 庁内放送、防災行政無線、職員参集メール

修正案	現行
<p>エ 職員参集等</p> <p>(ア) 初動対応職員 休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。 初動対応職員は以下のとおりとする。 <u>災害対策本部：本部員、部長、副部長、本部連絡員</u></p> <p><u>災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員</u> <u>災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員</u> <u>その他：災害警戒体制に指定されている職員</u></p> <p>注2) 支部連絡員及び情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。</p> <p>(イ) <u>臨時参集職員</u> 原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地へ速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する。 <u>なお、勤務地以外に参集した職員は、本庁においては本部事務局長、出先機関においては参集先の機関の長の指揮命令のもとで災害対応を行う。</u></p> <p>(ウ) 自主登庁又は自主参集 本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（災害対策本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。</p> <p>オ 対応長期化に備えた体制</p>	<p>エ 職員参集等</p> <p>(ア) 初動対応職員 休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。 初動対応職員は以下のとおりとする。 <u>本部員、支部長、副支部長、班長、本部事務局職員、本部（支部）連絡員、情報連絡員、各所属の第1配備、第2配備職員</u></p> <p>注2) 支部連絡員及び<u>支部情報連絡員</u>は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。</p> <p>(イ) <u>初動対応職員以外の職員</u> 原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地へ速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する<u>ものとする。</u></p> <p>(ウ) 自主登庁又は自主参集 本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。</p> <p><u>(オ) 対応長期化に備えた体制</u></p>

修正案	現行
<p>2 市町村の活動体制 <u>(市町村)</u></p> <p>5 市町村支援 <u>(防災危機管理部)</u> <u>県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。</u> <u>県は、市町村から職員派遣の要請がある場合又は市町村が災害対応能力を喪失等したと認められる場合における、県職員を派遣するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>6 災害救助法の適用手続等 (防災危機管理部) (2) 適用基準</p>	<p>2 市町村の活動体制</p> <p>5 市町村支援 <u>県は、市町村が災害対応能力を喪失等した場合において、その機能を迅速かつ的確に支援するため、県職員を積極的に派遣して情報収集するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>6 災害救助法の適用手続等 (防災危機管理部) (2) 適用基準</p>

修正案

(注) 市町村別災害救助法適用基準表（平成27年10月1日）

市町村名	人口	被害世帯数		市町村名	人口	被害世帯数			
		1号	2号			1号	2号		
千歳市	中央区	205,070	100	50	酒井町	20,922	50	25	
	花見川区	170,200	100	50		栄町	21,228	50	25
	稲毛区	100,989	100	50	神岡町	6,123	40	20	
	鶴巻区	101,078	100	50		多古町	14,721	40	20
	緑区	126,848	100	50		豊土町	14,132	40	20
	美浜区	148,738	100	50					
計	971,882	-	-						
市	滝子市	64,415	50	40	五十九里町	16,519	50	25	
	赤川市	66,732	100	75	芝山町	7,431	40	20	
	船橋市	622,690	100	75	鶴芝光町	23,762	50	25	
	船山町	47,464	40	50	一宮町	11,767	40	20	
	木更津市	134,141	100	50		藤沢町	7,222	40	20
	柏市	482,480	100	75		長生村	14,259	40	20
	野田市	151,383	100	50		台子町	11,149	40	20
	茂原市	69,688	40	40	長柄町	7,037	40	20	
	成田市	151,190	100	50	長南町	8,206	40	20	
	佐倉市	172,739	100	50	大多喜町	9,543	40	20	
	東金市	61,852	40	40		御宿町	7,313	40	20
	旭市	46,286	40	40	船橋町	6,022	40	20	
	習志野市	167,909	100	50					
	柏市	413,984	100	75					
船橋市	19,249	30	25						
市原市	274,634	100	50						
茨城市	174,273	100	50						
八千代市	161,132	100	50						
我孫子市	131,896	100	50						
鴨川市	20,882	40	30						
鎌ヶ谷市	108,917	100	50						
習志野市	66,023	40	40						
富津市	45,401	40	30						
南安市	164,024	100	50						
四街道市	89,245	40	40						
鎌ヶ谷市	61,852	40	40						
八潮市	70,734	40	40						
印西市	82,470	40	40						
白井市	61,674	40	40						
富田町	49,626	40	30						
南栗橋町	29,027	40	30						
国原町	37,263	40	30						
香取市	77,499	40	40						
山武市	32,222	40	40						
いすみ市	34,394	40	30						
大網白里市	64,144	40	30						
合計	6,722,196								

- (注) 1. 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（都道府県一本拠は2,500世帯—と市町村の被災世帯数で判断）をいう。
2. 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（倒）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
3. 人口は平成27年国勢調査（総務省）による。

現行

(注) 市町村別災害救助法適用基準表（平成26年10月1日）

市町村名	人口	被害世帯数		市町村名	人口	被害世帯数			
		1号	2号			1号	2号		
千歳市	中央区	189,364	100	50	酒井町	21,234	50	25	
	花見川区	160,949	100	50		栄町	22,380	50	25
	稲毛区	107,788	100	50	神岡町	6,454	40	20	
	鶴巻区	101,085	100	50		多古町	16,022	40	20
	緑区	121,823	100	50		豊土町	15,154	40	20
	美浜区	150,182	100	50					
計	961,749	-	-						
市	滝子市	70,210	40	40	五十九里町	16,664	50	25	
	赤川市	473,929	100	75	芝山町	7,929	40	20	
	船橋市	600,040	100	75	鶴芝光町	24,675	50	25	
	船山町	49,290	40	50	一宮町	12,034	40	20	
	木更津市	129,312	100	50		藤沢町	7,349	40	20
	柏市	484,467	100	75		長生村	14,732	40	20
	野田市	155,493	100	50		台子町	11,131	40	20
	茂原市	50,015	40	40	長柄町	6,415	40	20	
	成田市	129,933	100	50	長南町	9,075	40	20	
	佐倉市	172,193	100	50	大多喜町	10,671	40	20	
	東金市	61,731	40	40		御宿町	7,739	40	20
	旭市	69,656	40	40	船橋町	6,939	40	20	
	習志野市	164,530	100	50					
	柏市	404,912	100	75					
船橋市	20,789	30	25						
市原市	289,416	100	50						
茨城市	163,984	100	50						
八千代市	169,781	100	50						
我孫子市	134,017	100	50						
鴨川市	20,789	40	30						
鎌ヶ谷市	107,933	100	50						
習志野市	89,198	40	40						
富津市	49,673	40	30						
南安市	164,677	100	50						
四街道市	89,726	40	40						
鎌ヶ谷市	60,355	40	40						
八潮市	73,212	40	40						
印西市	88,176	40	40						
白井市	60,345	40	40						
富田町	51,087	40	40						
南栗橋町	42,104	40	30						
国原町	39,814	40	30						
香取市	82,889	40	40						
山武市	36,089	40	40						
いすみ市	40,962	40	30						
大網白里市	70,113	40	40						
合計	6,236,299								

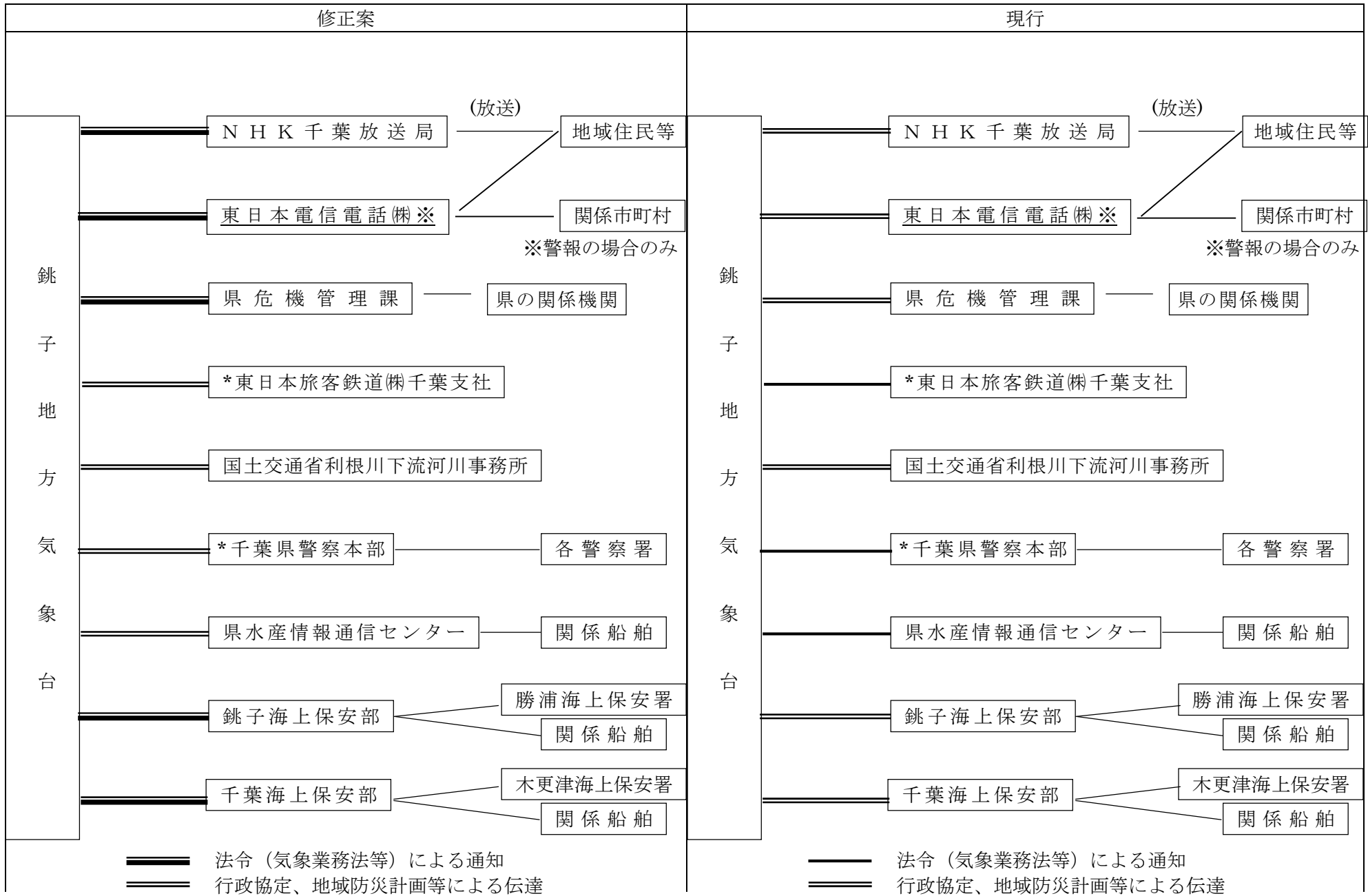
- (注) 1. 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（都道府県一本拠は2,500世帯—と市町村の被災世帯数で判断）をいう。
2. 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（倒）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
3. 人口は平成22年国勢調査（総務省）による。

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第 2 節 情報収集・伝達体制</p> <p>1 通信体制（全庁） (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（<u>防災危機管理部</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 (カ) 東京電力<u>グループ</u>通信施設 <資料編 3-11 東京電力<u>グループ</u>通信施設></p> <p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (1) 気象注意報・警報等の伝達 カ 異常現象発見の際の手続き (ア) 災害対策基本法第 5 4 条の規定に基づき、<u>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。</u></p> <p>(2) 気象通報組織の整備 ア 注意報・警報・<u>特別警報</u> (ア) 注意報・警報・<u>特別警報</u>の種類 a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 情報収集・伝達体制</p> <p>1 通信体制（全庁） (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 (カ) 東京電力<u>(株)</u>通信施設 <資料編 3-11 東京電力<u>(株)</u>通信施設></p> <p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 カ 異常現象発見の際の手続き (ア) 災害対策基本法第 5 4 条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。</p> <p>(2) 気象通報組織の整備 ア 注意報・警報 (ア) 注意報・警報の種類 a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合</p>

修正案		現行	
注意報の種類	発表及び解除	注意報の種類	発表及び解除
気象注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、 富里市、 <u>栄町、酒々井町</u> 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習 志野市、柏市、流山市、八千代市、我 孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	気象注意報 風雪注意報 強風注意報 大雨注意報 大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着氷(雪)注意報 低温注意報 霜注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、 富里市、 <u>印旛郡</u> 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習 志野市、柏市、流山市、八千代市、我 孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高潮注意報 波浪注意報 洪水注意報 浸水注意報 地面現象注意報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、 <u>東庄 町、多古町、神崎町</u> 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、 芝山町、 <u>横芝光町、九十九里町、白子 町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、 長生村</u> 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦 市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、 いすみ市、 <u>大多喜町、御宿町、鋸南 町</u>	高潮注意報 波浪注意報 洪水注意報 浸水注意報 地面現象注意報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、 <u>香取 郡</u> 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、 <u>山武郡、長生郡</u> 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦 市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、 いすみ市、 <u>夷隅郡、安房郡</u>
b 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		b 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	

修正案		現行	
警報の種類	発表及び解除	警報の種類	発表及び解除
気象警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、白 西市、白井市、 富里市、 <u>栄町、酒々井町</u> 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志 野市、柏市、流山市、八千代市、我孫 市、鎌ヶ谷市、浦安市	気象警報 暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印 西市、白井市、 富里市、 <u>印旛郡</u> 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習 志野市、柏市、流山市、八千代市、我 孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高潮警報 波浪警報 洪水警報 浸水警報 地面現象警報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、 <u>東庄町</u> <u>多古町、神崎町</u> 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、 芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町 <u>一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生</u> <u>村</u> 南 部 君 津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、 いすみ市、 <u>大多喜町、御宿町、鋸南町</u>	高潮警報 波浪警報 洪水警報 浸水警報 地面現象警報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、 <u>香取郡</u> 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、 <u>山武郡、長生郡</u> 南 部 君 津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦 市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、 いすみ市、 <u>夷隅郡、安房郡</u>
<u>c 特別警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると 予想される場合</u>			

修正案		現行
特別警報の種類	発表及び解除	
気象特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雨特別警報 大雪特別警報	北西部 <u>千葉中央</u> <u>千葉市、市原市</u> 印旛 <u>成田市、佐倉市、四街道市、八街市、</u> <u>印西市、白井市、</u> <u>富里市、栄町、酒々井町</u> 東葛飾 <u>市川市、船橋市、松戸市、野田市、習</u> <u>志野市、柏市、流山市、八千代市、我</u> <u>孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</u>	
高潮特別警報 波浪特別警報	北東部 <u>香取・海匝</u> <u>銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄</u> <u>町、多古町、神崎町</u> <u>山武・長生</u> <u>茂原市、東金市、山武市、大網白里市、</u> <u>芝山町、横芝光町、白子町、一宮町、</u> <u>睦沢町、長柄町、長南町、九十九里町、</u> <u>長生村</u> 南部 <u>君津</u> <u>木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦</u> <u>市</u> <u>夷隅・安房</u> <u>館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、</u> <u>いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南</u> <u>町</u>	
(イ) 注意報・警報(以下、特別警報も含む)の取扱い d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い 水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左側の種類ごとに右側の注意報・警報をもって代えるものとする。 (ウ) 注意報・警報等の伝達系統図		(イ) 注意報・警報の取扱い d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い 水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。 (ウ) 注意報・警報等の伝達系統図



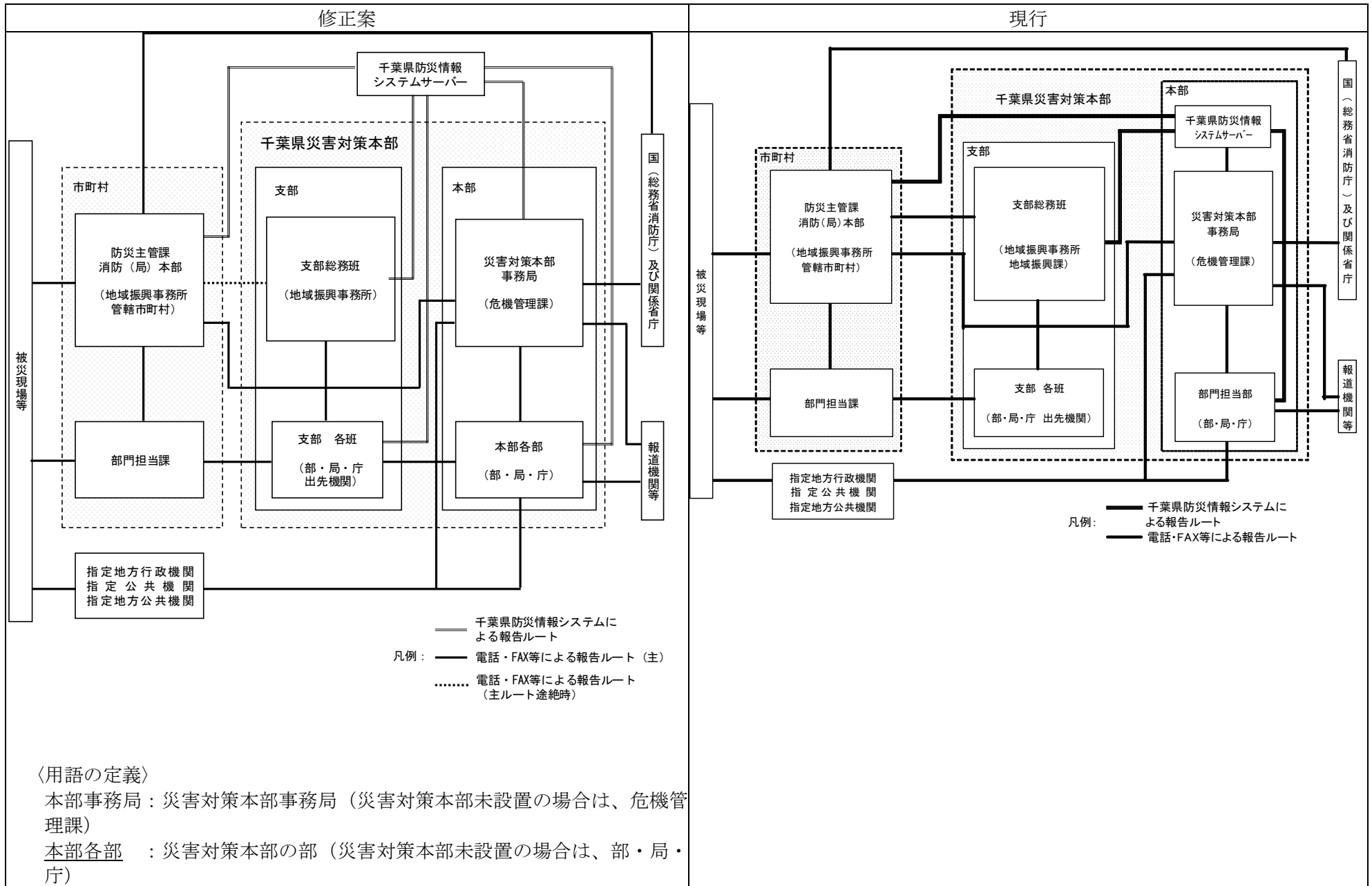
修正案	現行
<p>イ 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。</u></p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報の目的 大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。</p> <p>(エ) 発表基準等</p> <p>a 警戒基準 大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が<u>あらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合</u></p> <p>b 情報の解除</p> <p>キ 漁業気象通報</p> <p><u>(ア) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報</u> <u>(イ) 地方海上警報</u> <u>(ウ) 気象概況及び気象実況</u> <u>(エ) 気象情報及び台風情報</u></p> <p><u>(オ) 津波予報及び情報</u> <u>(カ) 漁船からの気象照会に対する応答</u></p> <p>ク 大気汚染気象通報 この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、<u>大気汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。</u></p> <p>コ 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報 この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報をおこなう。<u>本県に関係ある河川は以下のとおりであり、氾濫後の水位情報等についても同様である。</u></p> <p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。</p>	<p>イ 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報の目的 大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。</p> <p>(エ) 発表基準</p> <p>a 警戒基準 大雨警報または大雨特別警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合</p> <p>b 警戒解除基準</p> <p>キ 漁業気象通報</p> <p><u>(ア) 波浪予防</u> <u>(イ) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報</u> <u>(ウ) 地方海上警報</u> <u>(エ) 気象概況及び気象実況</u> <u>(オ) 気象情報及び台風情報</u></p> <p><u>(カ) 津波予報及び情報</u> <u>(キ) 漁船からの気象照会に対する応答</u></p> <p>ク 大気汚染気象通報 この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、<u>大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。</u></p> <p>コ 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報 この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報をおこなう本県に関係ある河川は以下のとおりであり、<u>はん濫後の水位情報等についても同様である。</u></p> <p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。</p>

修正案				現行			
平成28年11月17日から大雪注意報・警報基準値を改正した。 平成29年7月7日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。 ア 気象官署が発表する注意報の基準				ア 気象官署が発表する注意報の基準			
発表官署	銚子地方気象台			発表官署	銚子地方気象台		
発表区域 注意報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)	担当地 注意報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
強風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 そのほかの海上 15m/s 以上			強風	強風によって、 <u>被害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 そのほかの海上 15m/s 以上		
風雪	風雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う			風雪	風雪によって、 <u>被害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う		
波浪	風浪、うねりなどによって、 <u>災害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾 1.5m以上 有義波高が、太平洋沿岸 2.5m 以上 印旛を除く。			波浪	風浪、うねりなどによって、 <u>被害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾 1.5m以上 有義波高が、太平洋沿岸 2.5m 以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 <u>基準は高潮警報・注意報基準表。</u> <u><資料編3-15 大雨、洪水注意報及び警報基準表></u>			高潮 (潮位：TP上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。		
	千葉中央：千葉 1.8m 東葛飾：東京港 1.8m・千葉 1.8m 印旛を除く	香取・海匝：銚子漁港 1.0m 山武・長生：銚子漁港 1.0m	君津：神奈川県横浜港 1.3m 夷隅・安房：館山市布良 1.5m		千葉中央：千葉 1.8m 東葛飾：東京港 1.8m・千葉 1.8m 印旛を除く	香取・海匝：銚子漁港 1.0m 山武・長生：銚子漁港 1.0m	君津：神奈川県横浜港 1.3m m 夷隅・安房：館山市布良 1.5m
大雨	大雨によって、 <u>災害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 <u><資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表></u>			大雨	大雨によって、 <u>被害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 <u><資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表></u>		
洪水	洪水によって、 <u>災害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 <u><資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表></u>			洪水	洪水によって、 <u>被害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 <u><資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表></u>		

修正案				現行			
大雪	大雪によって、 <u>災害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。 <u>12時間</u> の降雪の深さが、 <u>5cm</u> 以上			大雪	大雪によって、 <u>被害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。 <u>24時間</u> の降雪の深さが、 <u>5cm</u> 以上	24時間の降雪の深さが、 <u>10cm</u> 以上	
雷	落雷等により <u>災害</u> が予想される場合。			雷	落雷等により <u>被害</u> が予想される場合。		
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度 30% [×] で、実効湿度 60% [×] 以下			乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度 30% [×] で、実効湿度 60% [×] 以下		
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上 100m、又は海上 500m以下			濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上 100m、又は海上 500m以下		
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合			霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合		
	4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下	4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下			4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下	4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下	
低温	低温によって、農作物等に著しい <u>災害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連続した場合。 冬季の最低気温が、銚子で-3度以下 冬季の最低気温が、千葉で-5度以下	夏季に低温によって、農作物等に著しい <u>災害</u> が起こると予想される場合。		低温	低温によって、農作物等に著しい <u>被害</u> が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連続した場合。 冬季の最低気温が、銚子で-3度以下 冬季の最低気温が、千葉で-5度以下	夏季に低温によって、農作物等に著しい <u>被害</u> が起こると予想される場合。	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。			着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。		
イ 気象官署が発表する警報の基準				イ 気象官署が発表する警報の基準			
発表官署	銚子地方気象台			発表官署	銚子地方気象台		
発表区域 警報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)	担当地域 警報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 <u>12時間</u> の降雪の深さが、 <u>10cm</u> 以上			大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 <u>24時間</u> の降雪の深さが、 <u>20cm</u> 以上		

注3 海上は沿岸部から20海里までの海域とする。対象警報は暴風、暴風雪、波浪注3 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象警報は暴風、暴風雪、波浪

修正案	現行
<p>浪警報。</p> <p>(8) 気象等の観測</p> <p>ウ 潮汐観測・津波観測</p> <p>エ 解析雨量</p> <p>レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の<u>降水量分布も1 kmの格子毎で解析したもの。</u></p> <p>これにより、<u>雨量計の観測網にかからないような局地的な強雨</u>を握ることができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「〇〇市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。</p> <p>3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、<u>市町村</u>）</p> <p>(1) 被害情報等の収集報告系統</p>	<p>警報。</p> <p>(8) 気象等の観測</p> <p>ウ 潮汐観測</p> <p>エ 解析雨量</p> <p>レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の<u>実測雨量を用い解析・補正して、精度の良い1 kmの格子毎の雨量分布を把握したもの。</u></p> <p>これにより、<u>アメダスの観測では得られないようなごく局地的な強雨域</u>を把握することができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「〇〇市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。</p> <p>3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部）</p> <p>(1) 被害情報等の収集報告系統</p>



修正案	現行
<p>支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所）</p> <p>(2) 報告手続</p> <p>ア 報告基準</p> <p>以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局（危機管理課）へ報告する。</p> <p><u>(ア) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合</u></p> <p><u>(イ) 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合</u></p> <p><u>(ウ) 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合</u></p> <p><u>(エ) 市町村に災害対策本部が設置された場合</u></p> <p><u>(オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合</u></p> <p><u>(カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合</u></p> <p><u>(キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合</u></p> <p>イ 報告の種別等</p> <p>本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、<u>「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。</u></p> <p>ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(エ) 被害の状況（被害の程度は<u>「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。</u>）</p> <p>(3) 各機関が実施する情報収集報告</p> <p>ア 市町村</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>現行</p> <p>(2) 報告手続</p> <p>ア 報告基準</p> <p>以下の(ア)から(ウ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局（危機管理課）へ報告する。</p> <p><u>(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの</u></p> <p><u>(イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの</u></p> <p><u>(ウ) 災害が他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの</u></p> <p><u>(エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの</u></p> <p><u>(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</u></p> <p>イ 報告の種別等</p> <p>本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、<u>別表1「報告一覧」のとおりとする。</u></p> <p>ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(エ) 被害の状況（被害の程度は<u>別表2「被害認定の基準」に基づき判定する。</u>）</p> <p>(3) 各機関が実施する情報収集報告</p> <p>ア 市町村</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。</u></p> <p>(新設)</p>

修正案	現行
<p>る。</p> <p>イ 県</p> <p>(ア) 本庁</p> <p>a 本部事務局</p> <p>(b) 本部各部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。</p> <p>(c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。</p> <p>(d) 特に、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、<u>県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。</u></p> <p>(e) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。</p> <p>b 本部各部</p> <p>c 災害対策本部</p> <p>(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。</p> <p>① 陸上自衛隊</p> <p>② 海上自衛隊</p> <p>③ 千葉県警察本部</p> <p>④ 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）</p> <p>⑤ 海上保安庁</p> <p>⑥ その他</p> <p><u>県内のヘリテレ搭載回転翼</u></p> <p>・<u>県警察本部 かとり1号、2号、3号</u></p> <p>・<u>千葉市 おおとり1号、2号</u></p> <p><u><資料編1-13 ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提</u></p>	<p>イ 県</p> <p>(ア) 本庁</p> <p>a 本部事務局</p> <p>(b) 部門担当部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。</p> <p>(c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。</p> <p>(d) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。</p> <p>b 部門担当部</p> <p>c 災害対策本部</p> <p>(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。</p> <p>① 県警察本部</p> <p>② 自衛隊</p> <p>③ 千葉市</p> <p>④ 近隣都県市</p> <p>⑤ その他</p>

修正案	現行																	
<p style="text-align: right;"><u>供に関する覚書</u>></p> <p>(イ) 出先機関 a 支部総務班 (b) 管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、<u>情報連絡員等を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。</u> (削除) b 各部出先機関 その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、<u>本部各部に報告する。</u>また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。</p> <p>(5) <u>報告責任部局の選定</u> <u>県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。</u></p>	<p>(イ) 出先機関 a 支部総務班 (b) 管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、<u>支部情報連絡員を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。</u> <u>(f) 管内市町村の災害総括報告、災害年報等の取りまとめを行う。</u></p> <p>b 各部出先機関 その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、<u>部門担当部に報告する。</u>また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。</p> <p>(5) <u>報告責任者の選任</u> <u>県、市町村及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。</u></p> <table border="1" data-bbox="1120 710 2094 1141"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">所 掌 事 務</th> <th colspan="2">県</th> <th rowspan="2">市 町 村</th> </tr> <tr> <th>本 庁</th> <th>出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総括責任者</u></td> <td><u>県、市町村及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する</u></td> <td><u>各部(局庁) 1名</u></td> <td><u>各機関 1名</u></td> <td><u>各市町村 1名</u></td> </tr> <tr> <td><u>取扱責任者</u></td> <td><u>県、市町村及び防災関係機関における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。</u></td> <td><u>各 課 1名 (協力班を除く)</u></td> <td><u>各機関 1名</u></td> <td><u>各市町村において所掌事務等を勘案して定める</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所 掌 事 務	県		市 町 村	本 庁	出先機関	<u>総括責任者</u>	<u>県、市町村及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する</u>	<u>各部(局庁) 1名</u>	<u>各機関 1名</u>	<u>各市町村 1名</u>	<u>取扱責任者</u>	<u>県、市町村及び防災関係機関における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。</u>	<u>各 課 1名 (協力班を除く)</u>	<u>各機関 1名</u>	<u>各市町村において所掌事務等を勘案して定める</u>
区 分	所 掌 事 務			県			市 町 村											
		本 庁	出先機関															
<u>総括責任者</u>	<u>県、市町村及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する</u>	<u>各部(局庁) 1名</u>	<u>各機関 1名</u>	<u>各市町村 1名</u>														
<u>取扱責任者</u>	<u>県、市町村及び防災関係機関における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。</u>	<u>各 課 1名 (協力班を除く)</u>	<u>各機関 1名</u>	<u>各市町村において所掌事務等を勘案して定める</u>														
<p>(6) <u>千葉県危機管理情報共有要綱</u> この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「<u>千葉県危機管理情報共有要綱</u>」による。</p> <p>(削除) (削除)</p>	<p>(6) <u>千葉県被害情報等報告要領</u> この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「<u>千葉県被害情報等報告要領</u>」による。</p> <p>別表1 報告一覧 別表2 被害の認定基準</p>																	

修正案					現行				
4 災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部） （3）広報方法 放送要請協定機関及び窓口					4 災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部） （3）広報方法 放送要請協定機関及び窓口				
機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話		機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X		電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-039 6	日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-059 7	043-203-039 5

第3節 水防計画

1 水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水、内水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

2 水防の責任（県関係抜粋）

（2）千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。

第3節 水防計画

1 水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

2 水防の責任（県関係抜粋）

（2）千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

4 安全配慮

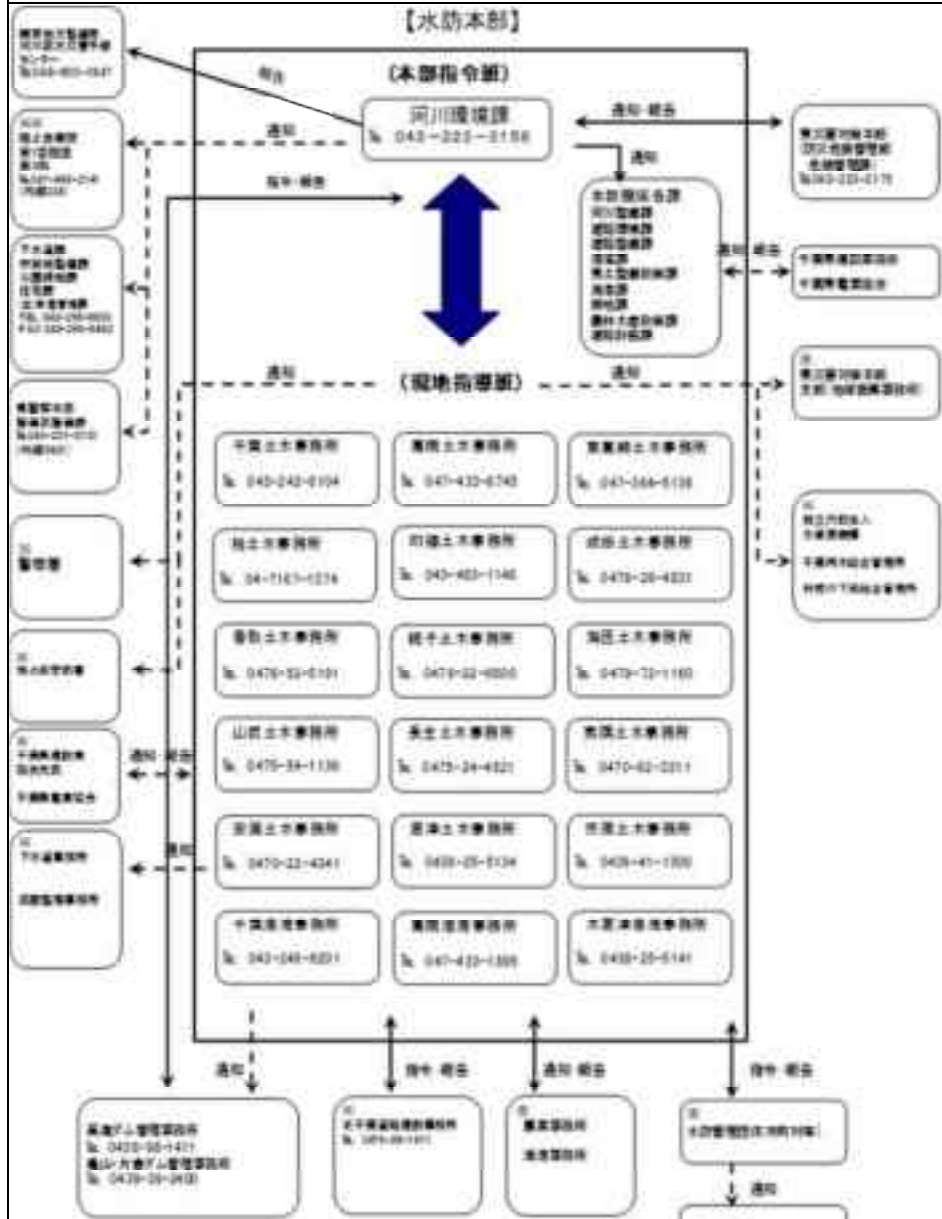
洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。

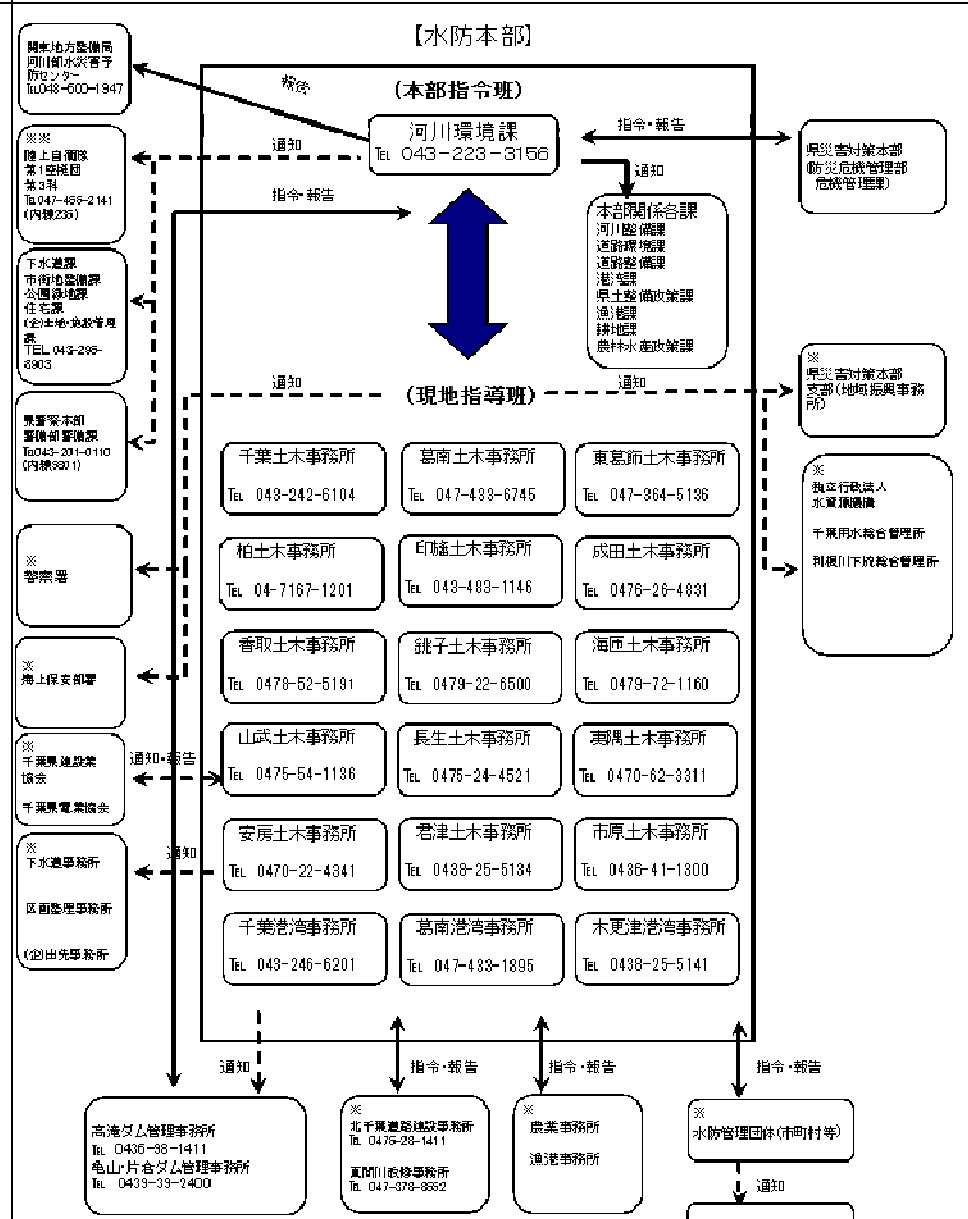
修正案			現行		
<p>・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</p> <p>・<u>水防活動は、原則として複数人で行う。</u></p>			<p>・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</p>		
<p>6 水防本部の配備体制と活動内容</p> <p>(1) 水防配備</p> <p>ウ <u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</u>到達情報による自動配備</p> <p>水防法に基づき知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川において、水防本部から<u>氾濫危険</u>情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は<u>确实迅速</u>に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。</p> <p>(2) 水防配備体制</p>			<p>6 水防本部の配備体制と活動内容</p> <p>(1) 水防配備</p> <p>ウ <u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>到達情報による自動配備</p> <p>水防法に基づき知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川において、水防本部から<u>はん濫警戒</u>情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は<u>确实迅速</u>に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。</p> <p>(2) 水防配備体制</p>		
編成・配備基準 配備体制	編成	配備基準	編成・配備基準 配備体制	編成	配備基準
水防非常第2体制	全員で水防事務にあたる	①台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第2配備体制以上にあるとき。	水防非常第2体制	全員で水防事務にあたり必要に応じ、 <u>予備班を招集する</u>	①台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第2配備体制以上にあるとき。
水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について			水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について		
利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。			利根川、江戸川、 <u>小貝川</u> 、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。		
7 水防配備指令伝達系統（平成 <u>29</u> 年4月現在）			7 水防配備指令伝達系統（平成 <u>26</u> 年4月現在）		

修正案



1) 〰〰〰 必ず連絡するところ
 2) 〰〰〰 常設体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡するところ
 3) 土木事務所・港湾事務所の水防指令備報伝達系統によること
 ※※ 指導は災害が発生し、入浴又は財産の保護のために必要であると認められた場合、もしくは市町村長から災害対策の要請があった場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

現行



1) 〰〰〰 必ず連絡するところ
 2) 〰〰〰 常設体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡するところ
 ※ 土木事務所・港湾事務所の水防指令備報伝達系統によること
 ※※ 自衛隊災害派遣要請は本部長が必要と認められた場合もしくは市町村長からの依頼を受けて行うものとし、その指揮にあたっては、本部長若しくは本部長から指名を受けた者の協力要請に応じることとする

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p>
<p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）</p> <p>(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>ア 市町村長の措置</p> <p>(ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。</p> <p>また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、<u>「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。</u></p> <p>市町村長は、<u>避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。</u>その際、<u>水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</p> <p>知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。</p> <p>(イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」に基づき、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>について判断基準を整備するものとする。</p> <p>(ウ) 市町村長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指</p>	<p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）</p> <p>(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>ア 市町村長の措置</p> <p>(ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。</p> <p>また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、<u>屋内での待避等安全確保措置</u>を指示する。</p> <p>(新設)</p> <p>市町村長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</p> <p>知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。</p> <p>(イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」に基づき、<u>避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告及び避難指示</u>について判断基準を整備するものとする。</p> <p>(新設)</p>

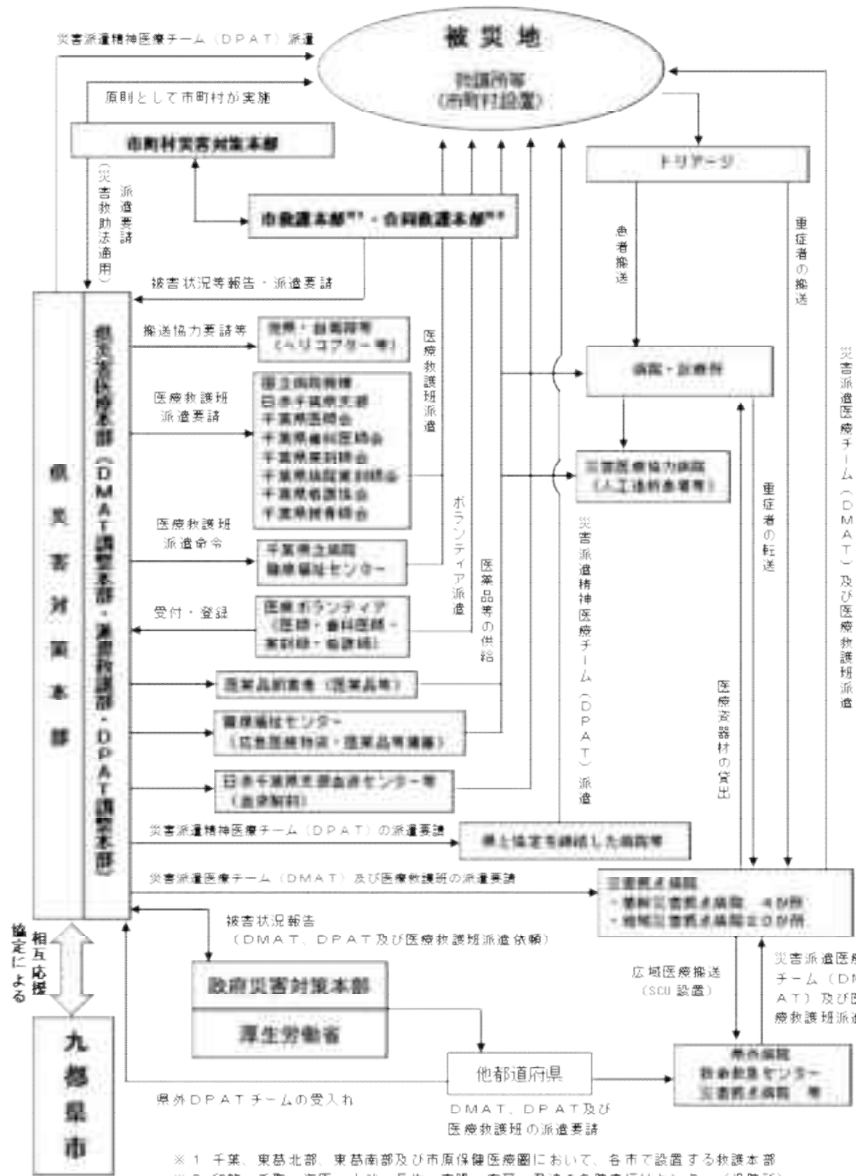
修正案	現行
<p>示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。</u></p> <p><u>また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</u></p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の内容</u> 市町村長等が<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。</p> <p>エ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の理由</u></p> <p>5 <u>避難所の開設・運営（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）</u> 避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し<u>受入れ保護</u>する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(6) <u>へ移動</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。</u></p> <p>(6) <u>市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞</u></p>	<p>現行</p> <p>(2) <u>避難準備情報、避難勧告又は指示の内容</u> 市町村長等が<u>避難準備情報</u>の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。</p> <p>エ <u>避難準備情報、避難勧告又は指示の理由</u></p> <p>5 <u>避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）</u> 避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し<u>収容保護</u>する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(2) <u>市町村は、在宅避難者等に対しても必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) から移動)</p>

修正案		現行	
<p>栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>6 安否情報の提供（防災危機管理部、市町村）</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部、市町村）</p> <p>5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村） （1）要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施</p> <p style="text-align: center;">第6節 救助救急・医療救護活動</p> <p>3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁） （5）危険物等輸送車両等の応急対策</p>		<p>6 安否情報の提供</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部）</p> <p>5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村） （1）要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施</p> <p style="text-align: center;">第6節 救助救急・医療救護活動</p> <p>3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁） （5）危険物等輸送車両等の応急対策</p>	
機 関 名	対 応 措 置	機 関 名	対 応 措 置
海上保安部（署）	2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止	海上保安部（署）	2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止
<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） （1）関係者とその役割 ウ 県 （ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の</p>		<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局） （1）関係者とその役割 ウ 県 （ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成、派遣の検</p>	

修正案	現行
<p>編成、派遣の検討に関することを含む) の整備を図る。</p> <p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p><u>(オ) 災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、健康福祉センター(保健所)等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDMATや他の医療救護班との調整をはかる。</u></p> <p>(カ)</p> <p>(キ)</p> <p>(ク)</p> <p>キ 応援要請</p> <p>(イ) 知事は、必要に応じて、<u>DMAT及びDPAT</u>の派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。</p> <p>コ 血液製剤の確保</p> <p>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は<u>日本赤十字社千葉県赤十字血液センター</u>に供給を要請する。</p> <p>(イ) 県内での供給が不足する場合、<u>日本赤十字社千葉県赤十字血液センター</u>は、<u>日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター</u>に供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、<u>日本赤十字社本社</u>に供給を要請する。</p> <p>(3) 災害救助法による医療及び助産</p> <p>災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p><u>また、日赤県支部の長は、知事と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班等をもって、救助又はその応援を実施させることができる。</u></p>	<p>討に関することを含む) の整備を図る。</p> <p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(オ)</p> <p>(カ)</p> <p>(キ)</p> <p>キ 応援要請</p> <p>(イ) 知事は、必要に応じて、DMATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。</p> <p>コ 血液製剤の確保</p> <p>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は<u>日本赤十字社血液センター</u>に供給を要請する。</p> <p>(イ) 県内での供給が不足する場合、<u>日本赤十字社血液センター</u>は、<u>日本赤十字社</u>に供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、<u>日本赤十字社</u>に供給を要請する。</p> <p>(3) 災害救助法による医療及び助産</p> <p>災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>

修正案

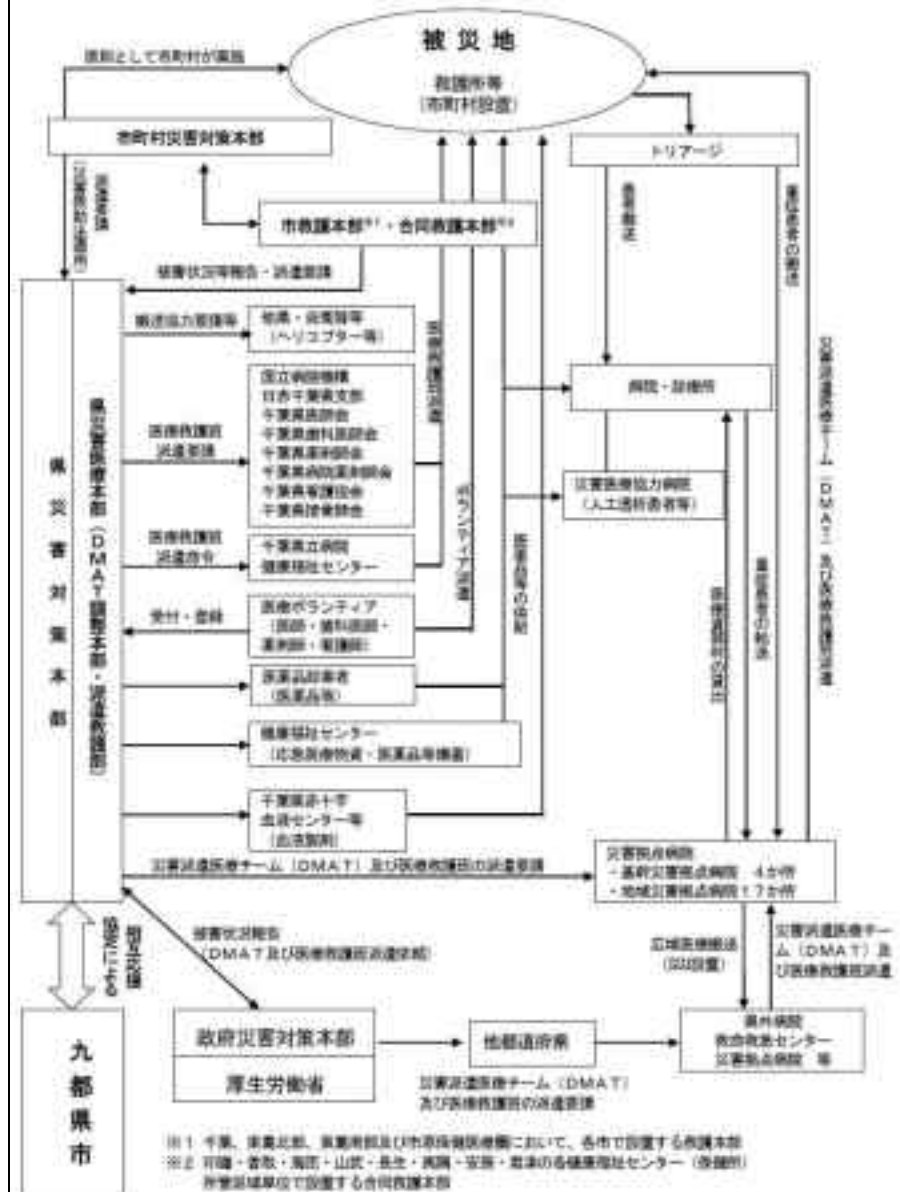
医療救護活動の体系図



- ※ 1 千葉、東京都、東京都及び市原保健医療圏において、各市で設置する救護本部
- ※ 2 印旛、香取、海浜、山武、長生、夷隅、安房、君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域単位で設置する合同救護本部

現行

医療救護活動の体系図



- ※ 1 千葉、東京都、東京都及び市原保健医療圏において、各市で設置する救護本部
- ※ 2 印旛、香取、海浜、山武、長生、夷隅、安房、君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域単位で設置する合同救護本部

修正案

災害拠点病院一覧図



現行

災害拠点病院



修正案			現行		
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市立青葉看護専門学校			
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校	千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター※	千葉市立椿森中学校
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）	浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター※	広尾防災公園（市川市）
八千代市	東京女子医科大学附属八千代医療センター	<u>東京女子医科大学附属八千代医療センター専用ヘリポート</u>	八千代市	東京女子医科大学附属八千代医療センター	<u>八千代市立萱田中学校</u>
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院専用ヘリポート	成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院専用ヘリポート
<u>佐倉市</u>	<u>東邦大学医療センター佐倉病院</u>	<u>佐倉市立王子台小学校</u>	(新設)		
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院専用ヘリポート	印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院専用ヘリポート
東金市	<u>東千葉メディカルセンター</u>	<u>東千葉メディカルセンター専用ヘリポート</u>	東金市	<u>千葉県立東金病院</u>	<u>東金市立西中学校</u>
<u>市原市</u>	<u>千葉労災病院</u>	<u>市原市立辰巳台中学校</u>			

※印は平成27年4月指定

5 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安

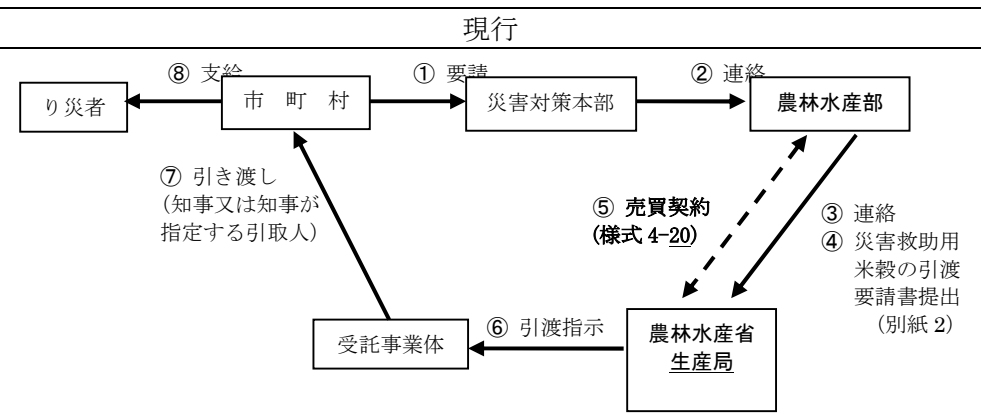
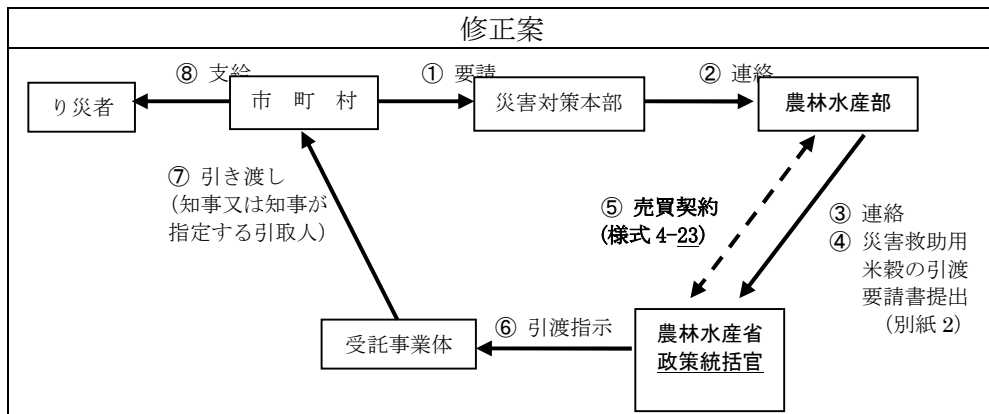
(新設)

修正案	現行
<p>全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。 また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 7 節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p>
<p>2 交通対策計画（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>(3) 交通規制</p> <p>カ 海上保安部（署）の海上交通規制</p> <p>(ア) <u>港内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況</u>に応じ、港内交通管制室による海上交通情報の提供、<u>管制信号又は巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施するものとする。</u></p> <p>(イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報<u>の他、海の安全情報等</u>により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。</p> <p>(4) 道路啓開</p> <p><u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u>は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p> <p>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>なお、道路管理者等等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることを周知するものとする。</p> <p>ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策</p> <p>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等等は区</p>	<p>2 交通対策計画（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>(3) 交通規制</p> <p>カ 海上保安部（署）の海上交通規制</p> <p>(ア) <u>港湾内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況</u>に応じ、港内交通管制室による海上交通情報の提供<u>及び</u>管制信号又は巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施するものとする。</p> <p>(イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報<u>又はM I C S（沿岸域情報提供システム）</u>等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。</p> <p>(4) 道路啓開</p> <p>道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p> <p>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</p> <p>ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策</p> <p>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間</p>

修正案	現行
<p>間を指定して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令 ・運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認） <p>イ 土地の一時使用</p> <p>アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>イ 緊急通行車両の事前届出・確認</p> <p>(エ) 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。 <u><資料編 5-1 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等></u></p> <p>3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）</p> <p>(1) 在港船舶対策計画</p> <p>イ 災害防止の方法</p> <p>(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）</p> <p>a 台風等が千葉港及び木更津港に襲来し、災害の発生が予想されるときは、<u>千葉港長及び木更津港長は「千葉港台風・津波等対策委員会」及び「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ在港船舶等に対し必要な勧告を行う。</u></p> <p>(a) 第一警戒体制（荒天準備）</p> <p>台風が<u>千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）</u>に接近するおそれがあると判断された場合</p> <p>④ <u>国際VHF（c h 1 6）を常時聴取する等、当庁との連絡手段を確保すること。</u></p> <p>⑤ <u>A I S搭載船舶はA I S常時作動を維持すること。</u></p> <p>⑥ <u>当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。</u></p> <p>⑦ <u>その他必要事項</u></p> <p>(b) 第二警戒体制（避難勧告）</p>	<p>を指定して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令 ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認） <p>イ 土地の一時使用</p> <p>アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>イ 緊急通行車両の事前届出・確認</p> <p>(エ) 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。 <u><資料編 5-1 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両及び事前届出事務手続き等></u></p> <p>3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）</p> <p>(1) 在港船舶対策計画</p> <p>イ 災害防止の方法</p> <p>(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）</p> <p>a 台風等が千葉港及び木更津港に襲来し、災害の発生が予想されるときは、「千葉港台風対策委員会」及び「木更津台風・津波等対策委員会」を開催し審議のうえ、<u>千葉港長及び木更津港長は、在港船舶等に対し警戒体制について勧告を行う。</u></p> <p>(a) 第一警戒体制（荒天準備）</p> <p>台風が<u>東京湾</u>に接近するおそれがあると判断された場合</p> <p>④ <u>その他必要事項</u></p> <p>(b) 第二警戒体制（避難勧告）</p>

修正案	現行
<p>台風が<u>千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）</u>に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉港及び木更津港が重大な影響を蒙ると判断した場合</p> <p>③ <u>総トン数500トン未満の船舶は安全な場所に避難すること。</u></p> <p>⑥ <u>国際VHF（c h 1 6）を常時聴取する等、当庁との連絡手段を確保すること。</u></p> <p>⑦ <u>A I S搭載船舶はA I S常時作動を維持すること。</u></p> <p>⑧ <u>当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。</u></p> <p>⑨ <u>その他必要事項</u></p> <p>b 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>（a）避難勧告発令時期の基準</p> <p>避難勧告を発令する基準は、風速15m以上の強風圏が<u>千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）</u>に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する。</p> <p>（b）勧告の周知</p> <p>① 「台風等対策情報連絡系統図による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、F A X等により関係機関へ連絡する。</p> <p>4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>（4）飛行場等</p> <p>ウ 臨時離発着場</p> <p>千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県総合スポーツセンター</p> <p>幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園</p>	<p>台風が<u>東京湾</u>に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉港が重大な影響を蒙ると判断した場合</p> <p>③ <u>小型船舶は安全な場所に避難すること。</u></p> <p>⑥ <u>その他必要事項</u></p> <p>b 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>（a）避難勧告発令時期の基準</p> <p>避難勧告を発令する基準は、風速15m以上の強風圏が<u>東京湾地方</u>に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する。</p> <p>（b）勧告の周知</p> <p>① 「台風対策情報連絡系統図による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、F A X等により関係機関へ連絡する。</p> <p>4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>（4）飛行場等</p> <p>ウ 臨時離発着場</p> <p>千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター</p> <p>幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園</p>
<p style="text-align: center;">第8節 救援物資供給活動</p> <p>災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p> <p>なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる</p>	<p style="text-align: center;">第8節 救援物資供給活動</p> <p>災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p> <p>なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる</p>

修正案	現行
<p>「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。 <u>また、県及び市町村は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。</u></p>	<p>「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。 (新設)</p>
<p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局、<u>市町村</u>）</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、<u>市町村</u>）</p> <p>（1）救援物資の確保 ア 備蓄品の活用 必要に応じ、<u>備蓄倉庫</u>の保有物資の活用を図る。</p> <p>（2）政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省<u>政策統括官</u>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>政策統括官</u>と売買契約を締結したうえで、<u>政策統括官</u>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。 なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。 図1 政府所有米穀の受渡し系統図 被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省<u>政策統括官</u>に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合</p>	<p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部）</p> <p>（1）救援物資の確保 ア 備蓄品の活用 必要に応じ、<u>県防災センター及び備蓄倉庫</u>保有物資の活用を図る。</p> <p>（2）政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、<u>農林水産省生産局長（以下「局長」という。）</u>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>局長</u>と売買契約を締結したうえで、<u>局長</u>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。 なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。 図1 政府所有米穀の受渡し系統図 被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省<u>生産局</u>に要請し、売買契約（様式4-20）を締結する。</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合</p>

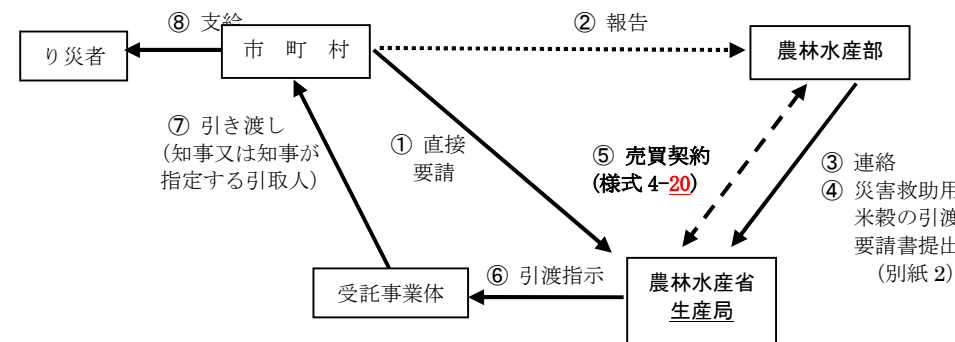
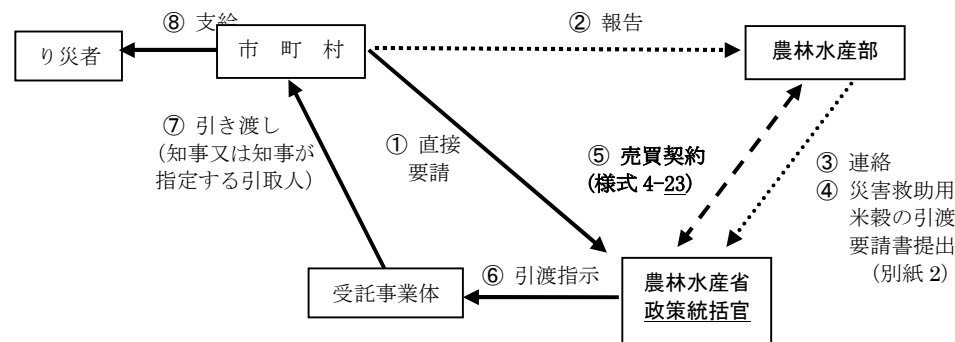


II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、農林水産省政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。

II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

県は、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、

(3) 救援物資の供給体制の確保

県は、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」(平成26年2月)に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流

修正案	現行
<p>施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。</p> <p>ただし、災害の状況等により、民間物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、<u>日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。</u></p> <p>ウ <u>県備蓄倉庫への職員の派遣</u> <u>県は、「プッシュ型」支援を実施する場合、県備蓄倉庫における支援物資積載要員を地域振興事務所等から派遣する。</u></p> <p>エ 輸送車両等の確保 オ その他の輸送手段の選定 <u>道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。</u></p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部） 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。 <u><資料編1-13 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書></u> <u>また、県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、県内の個々の要請案件を「燃料調達シート」の様式に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</u> <u><資料編1-13燃料調達シート></u> さらに、<u>緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</u> <u><資料編1-13 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書></u></p> <p style="text-align: center;">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p>	<p>事業者を主力した体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。</p> <p>ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、<u>県有施設等を県物資集積拠点とした物流体制とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。</u></p> <p>ウ 輸送車両等の確保 エ その他の輸送手段の選定 <u>道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合は、被災市町村への支援計画を実行する上で、最も適切な輸送手段を、海上輸送・航空機輸送の中から選定する。</u></p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部） 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。 <u><資料編1-13 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書></u> さらに、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。 <u><資料編1-13 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書></u></p> <p style="text-align: center;">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p>

修正案			現行		
<p>1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村） (2) 応急措置の実施要請及び応援の要求 イ（略） （略） また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の3により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。</p>			<p>1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部） (2) 応急措置の実施要請及び応援の要求 イ（略） （略） また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の2により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。</p>		
<p>2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部） (1) 九都県市災害時相互応援に関する協定 九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「<u>域内応援マニュアル</u>」により広域応援を行う。</p>			<p>2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部） (1) 九都県市災害時相互応援に関する協定 九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「<u>九都県市応援調整都県市マニュアル</u>」、「<u>九都県市応援調整本部行動マニュアル</u>」により広域応援を行う。</p>		
<p>3 <u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u>（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） 大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した<u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u>に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p>			<p>3 <u>千葉県防災支援ネットワーク基本計画</u>（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部） 大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成26年2月に策定した<u>千葉県防災支援ネットワーク基本計画</u>に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p>		
<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） <u>23</u>施設</p>			<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） <u>20</u>施設</p>		
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ：浦安市川医療センター 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点	東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター （新設） 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
	千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院		千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院

修正案			現行		
ン	千葉市立海浜病院 <u>国立病院機構千葉医療センター</u>		ン	千葉市立海浜病院 (新設)	
成田・印 西ゾー ン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 <u>東邦大学医療センター佐倉病院</u>	広域災害医療拠点	成田・印 西ゾー ン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 (新設)	広域災害医療拠点
<p>(5) 運用</p> <p>県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、<u>千葉県大規模災害時における応援受入計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。</u></p> <p><u>広域防災拠点の施設管理者である市町は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行うものとする。</u></p> <p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部）</p> <p>知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。</p> <p>特に、東日本大震災及び熊本地震の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。また、市町村から職員派遣の要請がある場合または市町村が災害対応能力を喪失したと認められる場合における、<u>県職員の派遣による災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書</u>の交付支援等の人的支援措置をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>5 <u>県による応急措置の代行（防災危機管理部）</u></p> <p>県は、県内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、<u>災害対策基本法第73条により、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる</u></p>			<p>(5) 運用</p> <p>県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な<u>計画</u>を別途作成し、<u>広域防災拠点の運用を図る。</u></p> <p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部）</p> <p>知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。</p> <p>特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</p>		

修正案	現行
<p>権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。</p>	
6 (略)	5 (略)
<p>7 市町村の受援計画（市町村）</p> <p>市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。</p>	(新設)
8 (略)	6 (略)
9 (略)	7 (略)
10 (略)	8 (略)
11 (略)	9 (略)
12 (略)	10 (略)
13 (略)	11 (略)
14 (略)	12 (略)
<p>15 県外被災県等への支援（防災危機管理部、総務部、総合企画部、健康福祉部、<u>県土整備部</u>、水道局、教育庁）</p> <p>東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>(1) 人材支援</p> <p>ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、<u>DPAT</u>等）</p> <p>エ <u>被災宅地応急危険度判定士の派遣</u></p> <p>オ <u>上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</u></p> <p>水道局は「<u>社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する</u></p>	<p>13 県外被災県等への支援（防災危機管理部、総務部、総合企画部、健康福祉部、教育庁）</p> <p>東日本大震災で甚大な被害が発生した東北3県へ以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>(1) 人材支援</p> <p>ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、<u>心のケアチーム</u>等）</p> <p>(新設)</p>

修正案	現行
<p><u>協定（平成10年5月18日締結）</u>に基づき応援隊を派遣する。</p> <p>カ 職員の派遣</p>	<p>エ 職員の派遣</p>
<p>16 広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、市町村</u>）</p>	<p>14 広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部</u>）</p>
<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p>（1）知事の要請による災害派遣</p> <p>ウ （略）</p> <p>市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p>5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）</p> <p>（3）連絡所の設置</p> <p>県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内<u>中庁舎10階</u>に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p>8 経費負担区分（<u>市町村</u>）</p>	<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部）</p> <p>（1）知事の要請による災害派遣</p> <p>ウ （略）</p> <p>市町村長は、知事に対して自衛隊の災害派遣に要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部）</p> <p>5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）</p> <p>（3）連絡所の設置</p> <p>県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内<u>本庁舎5階</u>に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部）</p> <p>8 経費負担区分</p>
<p style="text-align: center;">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>1 防災体制の確立（総務部、教育庁、<u>市町村</u>）</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁）</p> <p>（2）学用品の給与</p> <p>ア 学用品の給与を受ける者</p>	<p style="text-align: center;">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>1 防災体制の確立（総務部、教育庁）</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁）</p> <p>（2）学用品の給与</p> <p>ア 学用品の給与を受ける者</p>

修正案	現行
<p>(イ) 小学校児童(義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒)</p>	<p>(イ) 小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒)</p>
<p>3 授業料等の減免・育英補助の措置(総務部、<u>教育庁、市町村</u>)</p>	<p>3 授業料等の減免・育英補助の措置(総務部、教育庁)</p>
<p>5 文化財の応急対策(教育庁、<u>市町村</u>)</p>	<p>5 文化財の応急対策(教育庁)</p>
<p>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p>	<p>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p>
<p>3 防 疫(健康福祉部、<u>市町村</u>)</p>	<p>3 防 疫(健康福祉部)</p>
<p>4 死体の搜索処理等(防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。</p>	<p>4 死体の搜索処理等(防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収用するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。</p>
<p>(3) 災害救助法による救助の基準等</p>	<p>(3) 災害救助法による救助の基準等</p>
<p>イ 死体の処理 (ア) 死体を処理する場合 b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合 漂着した死体が当該災害によるものと推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被救助者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。</p>	<p>イ 死体の処理 (ア) 死体を処理する場合 b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合 漂着した死体が当該災害によるものと推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに救助の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。</p>
<p>(4) その他 ア 県警察における計画</p>	<p>(4) その他 ア 県警察における計画</p>
<p>(ウ) 死体の搜索及び収容に対する協力 警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体</p>	<p>(ウ) 死体の搜索及び収容に対する協力 警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体</p>

修正案	現行
<p>及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力をを行う。</p> <p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>（1）<u>災害廃棄物処理</u></p> <p>県は、<u>災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）</u>、<u>千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）</u>及び<u>千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、市町村における災害廃棄物処理マニュアルの策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</u></p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）<u>災害時</u>における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。</p> <p>（イ）市町村は、<u>災害等</u>による大量の廃棄物が発生し当該市町村等で処理が困難な場合は「<u>災害時等</u>における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力をを行う。</p> <p>イ 廃棄物の収集、処理</p> <p>（ア）市町村における組織体制</p> <p>災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。<u>また、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。</u></p> <p>（イ）<u>災害廃棄物の処理方針</u></p> <p>a がれき</p> <p>がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、<u>可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市町村の最終処分場で適正に処理することとする。</u></p> <p>e し尿に関する処理方針</p> <p>（ウ）発生量の推計方法</p> <p>各市町村において、原則として<u>対策指針又は策定指針</u>で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p> <p>（エ）一時集積場所の確保</p>	<p>及び行方不明者の搜索等に対し、必要な協力をを行う。</p> <p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>（1）<u>廃棄物処理</u> <u>（新設）</u></p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）<u>被害時</u>における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。</p> <p>（イ）市町村は、<u>風水害等</u>による大量の廃棄物が発生し当該市町村等で処理が困難な場合は「<u>災害時等</u>における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力をを行う。</p> <p>イ 廃棄物の収集、処理</p> <p>（ア）市町村における組織体制</p> <p>災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、<u>災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。</u></p> <p>（イ）<u>廃棄物の処理方針</u></p> <p>a がれき</p> <p>がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、<u>分別、中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市町村の最終処分場で適正に処理することとする。</u></p> <p>f し尿に関する処理方針</p> <p>（ウ）発生量の推計方法</p> <p>各市町村において、原則として<u>千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）</u>で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p> <p>（エ）一時集積場所の確保</p>

修正案	現行
<p>膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において<u>対策指針又は策定指針</u>で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p> <p>ウ <u>環境大臣による廃棄物の処理の代行</u> <u>市町村長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。</u></p> <p>(2) 障害物の除去 イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画 (イ) 港湾・漁港 d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、<u>所有者等</u>に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 <u>応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</u></p> <p>4 <u>被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）</u></p> <p>5 罹災証明書の交付体制の確立 市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。 <u>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。</u> <u>また、県は、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</u></p>	<p>膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において策定指針で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p> <p>(2) 障害物の除去 イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画 (イ) 港湾・漁港 d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、<u>所有者</u>に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>4 被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部）</p> <p>5 罹災証明書の交付体制の確立 市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。 <u>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。</u></p>

修正案	現行										
<p style="text-align: center;">第 15 節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>2 電力施設災害対策計画 <u>東京電力パワーグリッド(株)</u>は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。</p> <p>(1) 応急対策方法</p> <p>イ 非常態勢の組織 <u>総支社非常災害対策本部</u>（以下「本部」という。）を<u>千葉総支社内</u>に置く。また、非常災害対策支部（以下「支部」という）を各支社に設置する。</p> <p>ウ 組織の運営 (ア) 発 令 a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき<u>態勢区分</u>にしたがい、<u>非常態勢</u>を発令する。</p> <p>b 上部機関が非常<u>態勢</u>に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。</p> <p>c 支社において非常<u>態勢</u>を発令した場合は、<u>総支社長</u>へその旨報告する。</p> <p>(イ) 運 営 非常<u>態勢</u>が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。</p> <p>(ウ) 縮小・解除 本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常<u>態勢</u>を縮小する。</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>2 電力施設災害対策計画 <u>東京電力(株)</u>は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。</p> <p>(1) 応急対策方法</p> <p>イ 非常態勢の組織 (ア) <u>千葉支店非常災害対策本部</u>（以下「本部」という。）を<u>千葉支店内</u>に置き、本部の下に情報班、広報班、工務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>千 葉 支 店 千葉市中央区富士見2-9-5</u></p> <p>(イ) 次の現業機関に非常対策支部（以下「支部」という。）を置く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>千 葉 支 社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>千葉市美浜区幸町1-21-19</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>京 葉 〃</u></td> <td style="text-align: center;"><u>船橋市湊町2-2-16</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東 葛 〃</u></td> <td style="text-align: center;"><u>柏市新柏1-13-2</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>成 田 〃</u></td> <td style="text-align: center;"><u>成田市花崎町822-1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>木 更 津 〃</u></td> <td style="text-align: center;"><u>木更津市貝渕3-13-40</u></td> </tr> </table> <p>ウ 組織の運営 (ア) 発 令 a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき<u>体制区分</u>にしたがい、<u>第1～3非常体制</u>を発令する。</p> <p>b 上部機関が非常<u>体制</u>に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。</p> <p>c 支社において非常<u>体制</u>を発令した場合は、<u>支店長</u>へその旨報告する。</p> <p>(イ) 運 営 非常<u>体制</u>が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。</p> <p>(ウ) 縮小・解除 本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常<u>体制</u>を縮小する。</p>	<u>千 葉 支 社</u>	<u>千葉市美浜区幸町1-21-19</u>	<u>京 葉 〃</u>	<u>船橋市湊町2-2-16</u>	<u>東 葛 〃</u>	<u>柏市新柏1-13-2</u>	<u>成 田 〃</u>	<u>成田市花崎町822-1</u>	<u>木 更 津 〃</u>	<u>木更津市貝渕3-13-40</u>
<u>千 葉 支 社</u>	<u>千葉市美浜区幸町1-21-19</u>										
<u>京 葉 〃</u>	<u>船橋市湊町2-2-16</u>										
<u>東 葛 〃</u>	<u>柏市新柏1-13-2</u>										
<u>成 田 〃</u>	<u>成田市花崎町822-1</u>										
<u>木 更 津 〃</u>	<u>木更津市貝渕3-13-40</u>										

修正案	現行
<p>また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常態勢を解除する。</p> <p>エ 非常対策前の対策 非常災害の発生するおそれのある場合は、非常態勢の発令以前においては職制を通じ、発令 以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。</p> <p>(3) 非常災害前の対策</p> <p>イ 各設備の予防強化</p> <p>(ア) 業務設備 既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、総支社並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。</p> <p>(ウ) 要員の動員、連絡の徹底</p> <p>a 総支社及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。</p> <p>b 総支社及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。</p> <p>c 各構成員は、常に気象情報やその他の情報に留意し、非常態勢が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。</p> <p>e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種態勢に入り得るよう受入態勢に配慮する。</p> <p>4 ガス施設災害対策計画 (削除)</p>	<p>また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。</p> <p>エ 非常対策前の対策 非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令 以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。</p> <p>(3) 非常災害前の対策</p> <p>イ 各設備の予防強化</p> <p>(ア) 業務設備 既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、支店並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。</p> <p>(ウ) 要員の動員、連絡の徹底</p> <p>a 支店及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。</p> <p>b 支店及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。</p> <p>c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。</p> <p>e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種体制に入り得るよう受入体制に配慮する。</p> <p>4 ガス施設災害対策計画 (4) 千葉ガス㈱</p> <p>ア 供給区域及び供給戸数 ＜資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の（4）＞</p> <p>イ 主要施設の状況 ＜資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の（4）＞</p> <p>ウ 応急対策 災害発生時、又は発生が予想される場合には、当社「非常災害対策関係緒規則」に基づいて災害応急措置及び復旧対策を図るため、非常災害体制を確立する。</p>

修正案	現行
<p>(4) 房州瓦斯株 (5) 京和ガス株 (6) 銚子瓦斯株 (7) 野田ガス株 (8) 角栄ガス株 (9) 東日本ガス株 (10) 日本瓦斯株 (11) 総武ガス株</p> <p>5 東日本電信電話(株)千葉事業部の通信施設災害対策計画 (2) 発災時の応急措置 イ 応急措置 (ク) 災害用伝言ダイヤル「<u>171</u>」及び災害用伝言版「<u>web171</u>」の運用 ウ 災害時の広報 (エ) 災害用伝言ダイヤル「<u>171</u>」及び災害用伝言版「<u>web171</u>」の提供開始</p>	<p>(ア) 動員・配備体制 <u>対策本部長は、非常災害が予想され、又は発生した場合は、次の各号により動員体制を指示する。</u> a 警戒体制…被害又は被害予想が軽度又は局部の場合 b 非常体制…被害又は被害予想が甚だしい場合</p> <p>(イ) 情報収集連絡体制 a 災害に際しては、本社、支社とも有線、無線等の通信設備により、<u>情報の収集、連絡にあたる。</u> b 県、市、町、消防署、警察等の防災機関との通信連絡は、あらかじめ定めた有線で行う。 c 特に大きな災害が発生した場合等は、ラジオ、テレビ等の報道関係から被害状況を収集する。</p> <p>(ウ) 消費者に対する広報 <u>保安確保のための注意事項、個々の需要家及び地区全体の復旧状況、作業スケジュール、復旧見通し等の広報活動をチラシ、広報車、戸別訪問などにより行う。</u></p> <p>(5) 房州瓦斯株 (6) 京和ガス株 (7) 銚子瓦斯株 (8) 野田ガス株 (9) 角栄ガス株 (10) 東日本ガス株 (11) 日本瓦斯株 (12) 総武ガス株</p> <p>5 東日本電信電話(株)千葉事業部の通信施設災害対策計画 (2) 発災時の応急措置 イ 応急措置 (ク) 災害用伝言ダイヤル「<u>171</u>」の運用 ウ 災害時の広報 (エ) 災害用伝言ダイヤル「<u>171</u>」の提供開始</p>

修正案	現行
<p>8 <u>ソフトバンク株</u>の通信施設災害対策計画</p> <p><u>ソフトバンク株</u>では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。</p> <p>10 工業用水道の応急復旧 (5) 応急復旧資機材の確保 基本的に<u>水道局・工業用水部</u>の保有資機材で対処するものとし、部内の各事務所で分散して備蓄する。</p> <p style="text-align: center;">第16節 ボランティアの協力</p> <p>県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。</p> <p><u>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</u></p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、<u>市町村</u>） (2) 県災害ボランティアセンター (県災害ボランティアセンター連絡会) 構成団体は、千葉県社会福祉協議会 [事務局]、日本赤十字社千葉県支部 [事務局]、千葉県共同募金会など<u>14</u>団体</p> <p>2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、<u>県土整備部、市町村</u>）</p>	<p>8 <u>ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクモバイル株</u>の通信施設災害対策計画</p> <p><u>ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクモバイル株</u>では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。</p> <p>10 工業用水道の応急復旧 (5) 応急復旧資機材の確保 基本的に<u>企業庁管理・工業用水部</u>の保有資機材で対処するものとし、部内の各事務所で分散して備蓄する。</p> <p style="text-align: center;">第16節 ボランティアの協力</p> <p>県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。 (新設)</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部） (2) 県災害ボランティアセンター (県災害ボランティアセンター連絡会) 構成団体は、千葉県社会福祉協議会 [事務局]、日本赤十字社千葉県支部 [事務局]、千葉県共同募金会など<u>13</u>団体</p> <p>2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、<u>県土整備部</u>）</p>

修正案			現行		
3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、 <u>県土整備部、市町村</u> ） （1）個人 （削除） イ 被災宅地危険度判定士 ウ ボランティア活動の一般分野を担う個人 エ その他			3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、 <u>県土整備部</u> ） （1）個人 イ <u>被災建築物応急危険度判定士</u> ウ 被災宅地危険度判定士 エ ボランティア活動の一般分野を担う個人 オ その他		
4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、市町村</u> ）			4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部</u> ）		
5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、県土整備部、市町村</u> ） （1） <u>県担当部局による登録</u>			5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部</u> ） （1） <u>県担当部局による登録</u>		
活動分野	個人・団体	県受付窓口	活動分野	個人・団体	県受付窓口
被災宅地危険度判定*	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課	<u>被災建築物応急危険度判定*</u> 被災宅地危険度判定*	<u>被災建築物応急危険度判定士</u> 被災宅地危険度判定士	<u>県土整備部建築指導課</u> 県土整備部都市計画課
6 ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、市町村</u> ）			8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。		
7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、教育庁、市町村</u> ）			8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。		
8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。			8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。		
奉仕団名	災害時における活動（役割）		奉仕団名	災害時における活動（役割）	
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等		千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等	

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、<u>市町村</u>）</p> <p>2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p>（6）<u>千葉県被災者生活再建支援事業</u></p> <p><u>ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。</u></p> <p><u>イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率10/10）</u></p> <p><u>ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。</u></p> <p>3 公営住宅の建設等（県土整備部、<u>市町村</u>）</p> <p>4 災害援護資金（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p>7 生活相談（全庁、<u>市町村</u>）</p> <p>9 義援金（防災危機管理部、<u>出納局、市町村</u>）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁）</p> <p>2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）</p> <p>3 公営住宅の建設等（県土整備部）</p> <p>4 災害援護資金（防災危機管理部）</p> <p>7 生活相談</p> <p>9 義援金（防災危機管理部、<u>出納局</u>）</p>

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画</p> <p>6 工業用水道施設（<u>水道局</u>）</p>	<p style="text-align: center;">第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画</p> <p>6 工業用水道施設（<u>企業庁</u>）</p>